

## 令和3年村上市議会第1回定例会会議録（第1号）

### ○議事日程 第1号

令和3年2月22日（月曜日） 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議会報第1号 定期監査結果報告について
- 第 5 議会報第2号 財政援助団体監査結果報告について
- 第 6 請願第1号 雇用調整助成金を利用している事業所への支援を求める請願
- 第 7 報第 1号 専決処分の報告について  
報第 2号 専決処分の報告について
- 第 8 議第 1号 村上市教育委員会委員の任命について
- 第 9 議第 2号 専決処分の承認を求めることについて  
議第 3号 専決処分の承認を求めることについて  
議第 4号 専決処分の承認を求めることについて  
議第32号 専決処分の承認を求めることについて
- 第10 令和3年度村上市施政方針
- 第11 議第 5号 令和3年度村上市一般会計予算  
議第 6号 令和3年度村上市土地取得特別会計予算  
議第 7号 令和3年度村上市情報通信事業特別会計予算  
議第 8号 令和3年度村上市蒲萄スキー場特別会計予算  
議第 9号 令和3年度村上市国民健康保険特別会計予算  
議第10号 令和3年度村上市後期高齢者医療特別会計予算  
議第11号 令和3年度村上市介護保険特別会計予算  
議第12号 令和3年度村上市上水道事業会計予算  
議第13号 令和3年度村上市簡易水道事業会計予算  
議第14号 令和3年度村上市下水道事業会計予算
- 第12 議第15号 村上市地方創生応援基金条例制定について  
議第16号 村上市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について  
議第17号 村上市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議第18号 村上市新潟県厚生農業協同組合連合会村上総合病院移転新築支援基金条例を廃止する条例制定について

- 議第 19 号 市有財産の無償貸付について
- 第 13 議第 20 号 村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 21 号 村上市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 22 号 村上市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 23 号 村上市指定介護予防支援事業に関する基準等を定める条例の一部を改正する  
条例制定について
- 議第 24 号 村上市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護  
支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条  
例制定について
- 議第 25 号 村上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 26 号 村上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関  
する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第 14 議第 27 号 村上市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第 15 議第 28 号 令和 2 年度村上市一般会計補正予算（第 15 号）
- 第 16 議第 29 号 令和 2 年度村上市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 30 号 令和 2 年度村上市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議第 31 号 令和 2 年度村上市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議会報第 1 号 定期監査結果報告について
- 日程第 5 議会報第 2 号 財政援助団体監査結果報告について
- 日程第 6 請願第 1 号 雇用調整助成金を利用している事業所への支援を求める請願
- 日程第 7 報第 1 号 専決処分の報告について
- 報第 2 号 専決処分の報告について
- 日程第 8 議第 1 号 村上市教育委員会委員の任命について
- 日程第 9 議第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
- 議第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
- 議第 4 号 専決処分の承認を求めることについて
- 議第 32 号 専決処分の承認を求めることについて

- 日程第 1 0 令和 3 年度村上市施政方針
- 日程第 1 1 議第 5 号 令和 3 年度村上市一般会計予算  
 議第 6 号 令和 3 年度村上市土地取得特別会計予算  
 議第 7 号 令和 3 年度村上市情報通信事業特別会計予算  
 議第 8 号 令和 3 年度村上市蒲萄スキー場特別会計予算  
 議第 9 号 令和 3 年度村上市国民健康保険特別会計予算  
 議第 1 0 号 令和 3 年度村上市後期高齢者医療特別会計予算  
 議第 1 1 号 令和 3 年度村上市介護保険特別会計予算  
 議第 1 2 号 令和 3 年度村上市上水道事業会計予算  
 議第 1 3 号 令和 3 年度村上市簡易水道事業会計予算  
 議第 1 4 号 令和 3 年度村上市下水道事業会計予算
- 追加日程第 1 一般会計予算・決算審査特別委員会の設置について
- 追加日程第 2 一般会計予算・決算審査特別委員会の委員の選任について
- 日程第 1 2 議第 1 5 号 村上市地方創生応援基金条例制定について  
 議第 1 6 号 村上市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について  
 議第 1 7 号 村上市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
 議第 1 8 号 村上市新潟県厚生農業協同組合連合会村上総合病院移転新築支援基金条例を廃止する条例制定について  
 議第 1 9 号 市有財産の無償貸付について
- 日程第 1 3 議第 2 0 号 村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について  
 議第 2 1 号 村上市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について  
 議第 2 2 号 村上市介護保険条例の一部を改正する条例制定について  
 議第 2 3 号 村上市指定介護予防支援事業に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について  
 議第 2 4 号 村上市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について  
 議第 2 5 号 村上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について  
 議第 2 6 号 村上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 1 4 議第 2 7 号 村上市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定について

- 日程第15 議第28号 令和2年度村上市一般会計補正予算（第15号）  
 日程第16 議第29号 令和2年度村上市土地取得特別会計補正予算（第1号）  
 議第30号 令和2年度村上市介護保険特別会計補正予算（第4号）  
 議第31号 令和2年度村上市下水道事業会計補正予算（第3号）

○出席議員（20名）

2番	菅井晋一君	3番	富樫雅男君
4番	高田晃君	5番	小杉武仁君
6番	河村幸雄君	7番	本間善和君
8番	鈴木好彦君	9番	稲葉久美子君
10番	鈴木一之君	11番	渡辺昌君
12番	尾形修平君	13番	鈴木いせ子君
14番	川村敏晴君	15番	姫路敏君
16番	川崎健二君	17番	木村貞雄君
18番	長谷川孝君	20番	大滝国吉君
21番	山田勉君	22番	三田敏秋君

○欠席議員（2名）

1番	上村正朗君	19番	佐藤重陽君
----	-------	-----	-------

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高橋邦芳君
副市長	忠聡君
教育長	遠藤友春君
総務課長	竹内和広君
企画財政課長	東海林豊君
自治振興課長	渡辺律子君
税務課長	長谷部俊一君
市民課長	八藤後茂樹君
環境課長	田中章穂君
保健医療課長	信田和子君
介護高齢課長	小田正浩君
福祉課長	木村静子君

こども課長	中	村	豊	昭	君
農林水産課長	大	滝	敏	文	君
地域経済 振興課長	山	田	和	浩	君
観光課長	大	滝		寿	君
建設課長	伊	与部	善	久	君
都市計画課長	大	西		敏	君
上下水道課長	山	田	知	行	君
会計管理者	大	滝	慈	光	君
農業委員会 事務局長	小	川	良	和	君
代表監査委員	小	田	健	司	君
選管・監査 事務局長	佐	藤	直	人	君
消防長	鈴	木	信	義	君
学校教育課長	菅	原		明	君
生涯学習課長	板	垣	敏	幸	君
荒川支所長	平	田	智	枝	子
神林支所長	石	田	秀	一	君
朝日支所長	岩	沢	深	雪	君
山北支所長	齋	藤	一	浩	君

---

○事務局職員出席者

事務局長	小	林	政	一
事務局次長	内	山	治	夫
書記	中	山		航

午前10時00分 開 会

○議長（三田敏秋君） ただいまの出席議員数は20名です。欠席の届出のある者2名です。佐藤重陽議員からは入院加療のため、上村正朗議員からは葬儀のため欠席する旨の届出がありました。定足数に達しておりますので、これから令和3年第1回定例会を開会いたします。

市長から招集のご挨拶をお願いいたします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。本日、令和3年村上市議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともお忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日提出いたしました議案は、専決処分の報告2件、人事案件1件、専決処分の承認4件、令和3年度当初予算10件、条例の制定1件、条例の改正10件、条例の廃止1件、財産の貸付け1件、補正予算4件の合わせて34件であります。よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により議事を進めてまいりますので、よろしくご協力をお願いいたします。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、9番、稲葉久美子さん、21番、山田勉君を指名いたします。ご了承を願います。

---

日程第2 会期の決定

○議長（三田敏秋君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

最初に、議会運営委員会委員長から本定例会の会期日程案及び議案の取扱いについて報告をお願いします。

議会運営委員会委員長。

〔議会運営委員長 尾形修平君登壇〕

○議会運営委員長（尾形修平君） 皆さん、おはようございます。それでは、会期日程案及び議案の取扱いについて申し上げます。

令和3年第1回定例会の会期及び議案の取扱いを協議するため、去る2月15日午前10時から市役所第1委員会室において、委員7名、議長、副議長、各常任委員長、総務課長、総務課参事並びに

議会事務局長出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。その協議内容と結果についてご報告をいたします。

会期につきましては、本日2月22日から3月19日までの26日間といたします。

審議日程につきましては、本日の本会議で諸般の報告の後、報告事件の審議、即決事件の審議、採決を行い、その後市長より令和3年度村上市施政方針についての発言があります。続いて、議第5号から議第14号までの令和3年度村上市各会計予算については一括上程とし、本日は提案理由の説明を受けるにとどめます。また、令和3年度村上市一般会計予算及び各特別会計予算については、残る議第15号から議第31号までの議案の上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託を終了した後、本会議を協議会に切り替え、令和3年度村上市各会計当初予算の概要について、企画財政課長から補足説明を受けることといたします。なお、この説明につきましては質疑ができませんので、ご承知おきください。また、今定例会においても一般会計当初予算及び補正予算に係る審査については特別委員会を設置し、これを審査することといたしますので、よろしくお願い申し上げます。

明後日24日の本会議では、施政方針及び議第5号から議第14号までの10議案に対して各会派代表から代表質問を行い、その後この10事案については一般会計予算・決算審査特別委員会及び各常任委員会へ付託いたします。代表質問の順序及び質問時間については、1番、驚ヶ巣会55分、2番、新政村上55分、3番、清流会48分、4番、高志会49分、5番、新風会43分といたします。

2月26日及び3月1日、2日の3日間は本会議を開催し、一般質問を行います。

3月5日及び8日は総務文教常任委員会及び一般会計予算・決算審査特別委員会、9日、10日は市民厚生常任委員会及び一般会計予算・決算審査特別委員会、11日、12日は経済建設常任委員会及び一般会計予算・決算審査特別委員会を開催し、付託議案の休会中審査をお願いいたします。一般会計予算・決算審査特別委員会の審査の方法については、付託議案のうち各常任委員会のそれぞれ所管部分を担当する分科会に審査をお願いし、各分科会での審査を総括するため、3月16日には全体会を開催し、一般会計予算・決算審査特別委員会の審査をご決定いただきます。これにより3月5日及び8日には総務文教分科会、9日、10日は市民厚生分科会、11日、12日は経済建設分科会を開いて休会中の審査をお願いいたします。

16日の一般会計予算・決算審査特別委員会の全体会では、各分科会長から分科会の審査報告を受けた後、採決を行います。

3月19日の本会議最終日は、各常任委員長から委員会審査の報告を受けた後、採決を行います。

次に、審査の取扱いについて申し上げます。最初に、議会関係についてであります。議会報第1号、第2号については、それぞれ単独上程、質疑の後、報告を終わります。

請願第1号につきましては、単独上程、紹介議員の補足説明の後、経済建設常任委員会へ付託いたします。

次に、理事者関係議案についてであります。報第1号及び報第2号については、一括上程、一

括質疑の後、報告を終わります。

次に、議第1号 村上市教育委員会委員の任命については、単独上程、質疑の後、討論を省略し、無記名投票により即決といたします。

次に、議第2号から議第4号及び議第32号の4議案の専決処分の承認を求めることについては、一括上程、質疑・討論の後、ボタン式投票により即決といたします。

その後、市長より令和3年度村上市施政方針についての発言があります。

続いて、議第5号から議第14号までの令和3年度村上市一般会計予算及び各特別会計・事業会計予算の10議案については一括上程とし、議会先例第60号の代表質問の規定に基づき、本日は提案理由の説明を受けるにとどめ、明後日24日の本会議において、施政方針及びこの10議案に対しての代表質問を行った後、10議案については一般会計予算・決算審査特別委員会並びに各常任委員会へ付託いたします。

次に、議第15号から議第19号までの5議案は総務文教常任委員会へ、議第20号から議第26号までの7議案は市民厚生常任委員会へ、議第27号の1議案については経済建設常任委員会へそれぞれ一括上程、一括質疑の後、付託いたします。

次に、議第28号は、単独上程、質疑の後、一般会計予算・決算審査特別委員会に付託いたします。

議第29号から議第31号までの3議案については、一括上程、一括質疑の後、各常任委員会へ付託し、審査をお願いいたします。

また、一般質問の通告は、2月17日正午で締め切ったところ、13名の通告がありました。2月26日及び3月1日はそれぞれ5名が、3月2日には3名が3日間の日程で本会議において一般質問を行うことといたします。

最後に、討論の通告及び請願・陳情に伴う意見書の提出期限は3月17日、その他の意見書の提出期限は3月4日のそれぞれ正午までとなっておりますので、よろしく願いいたします。

以上で議会運営委員会の協議内容と結果についてのご報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

15番、姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 委員長、ご苦労さまです。私が前からあれしていた部分もあるのですが、議第5号から議第14号までと、あと施政方針、これは別と考えても、これ一括上程。これは上程ですから、説明聞く。委員長言われるように、質疑はできないけれども、後で企画財政課長から聞いてくれということを出発していくのしょうけれども、私前から言っていますけれども、今議会の体制の中を見ると、22名の議員中6名が無会派ということになれば、議長を抜けても6名ですよ。そうすると、やっぱり3割ぐらいの人間が無会派の中でいわゆる活動をしているわけがございます。そうすると、それらに配慮するのであれば、去年は3月の議会の定数が26人中、高田さんと嵩岡様という方がいらっしゃいましたが、その方々は恐らく無会派だったのだらうとは思いますが



が、26名中2名でした、それは。非常に会派が重視されている中での議会運営というのは、これは当然それでいいのしょうけれども、今の時点では昨年とは違う手法の下にこの予算の3月定例議会というのが開催されなくてはならないと私は思っておりました。まるっきり昨年と同じような形になるということは、その6名の議員、私も含めて、この令和3年度の村上市一般会計予算につけば、今日内容は若干主要なところは聞けますが、自分の委員外のところは一切質疑ができないと。これは議員の発言を、質疑を物すごい著しくいわゆる制限させることになろうかと思うのです。ぜひ今定例会においては、企画財政課長の説明の後に自分の委員外の部分での質疑は、当然一括でもいいです。特別会計も含めてでもいいです。それでも3問は補填していただきたい。その上で特別委員会に割ってやっていただきたい。私はそう思いますが、委員長、どう思います。

○議長（三田敏秋君） 議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（尾形修平君） 今回の代表質問に関しましては、今ほど委員長報告で申しましたように、議会先例の第60に基づき、代表質問の規定で行っているわけであります。前定例会のときに、姫路議員から議案の審査の方法について、上程、質疑の方法について、1問1議案ずつというようなお話もありました。今回のこの代表質問に関しましては、先般議会運営委員会を開催した中で各委員から発言ございましたし、村上市議会は基本的に委員会制をしいておるわけですし、会派制をしいておるわけであります。姫路議員のおっしゃることは私も理解できないわけではありませんが、本定例会におきましては今ほど報告しましたように進めたいというふうに思っておりますが、よろしくお願いたします。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 議長、納得いかないもので、議会運営委員会を開催していただいて、しっかりと議会のこの議案の運営方法を諮っていただきたいと思っております。私は無会派であります。経済建設のほうに属しております。その件は十分に質疑はできます。あと一切できないのです。議会議員としてこの場に立っておいて、その質疑が何も認められないというのはおかしい話であります。委員外議員の質疑が認められるのであれば、私はそれでいいと思っております。しかし、それも手法を取っていない。このような中で議会運営がされるということは、非常に私はいけない、直していただきたいと思っております。ぜひ議会運営委員会を今開いていただいて、そして無会派である私も含め、議員が質問する機会を少しでも与えていただけるように、議長、お願いたしますが、いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 動議だろう。

○15番（姫路 敏君） 動議であります。

○議長（三田敏秋君） 議会運営委員長の質疑が終わってから動議を出すのだったら動議出してください。いいですか、終わりです。

〔「分かりました」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

---

#### 動議の提出

〔「議長、動議」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 今ほど議会運営委員長の説明がございました。昨年同様にやっているのでしょうけれども、ただこのたびは無会派が6名いらっしゃいます。22名中6名でございますので、3割近いというか、3割ぐらいの無会派がいる中で令和3年度の一般会計予算の審査をするという議案がある中で、所属していない常任委員会2つございますね、自分以外の。その部分について全く質疑ができない状態でこの議会が終わってしまうこととなります。それでは困ります。したがって、私はこの一般会計の説明の後でも、代表質疑の後でも、いつでもいいのですけれども、無会派議員でも自分の委員会以外の部分でも質疑のできる機会をぜひ設けていただきたいと思います。そしてまた、活発な議会運営をするに当たってはそれが一番大事なことだと思いますので、再度議会運営委員会を開催して、そこで議論していただきたいと思います。これを動議いたしますが、お願いいたします。

○議長（三田敏秋君） 賛成者。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 2名おりますので、動議は成立しました。

それでは、暫時休憩して議会運営委員会を議長室に招集します。

午前10時20分 休憩

---

午前10時53分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま行われました議会運営委員会について、議会運営委員会委員長より報告を願います。

議会運営委員会委員長。

〔議会運営委員長 尾形修平君登壇〕

○議会運営委員長（尾形修平君） ただいま議長室において議会運営委員会を開催し、姫路議員の動議に対して協議を行いました。その結果についてご報告をいたします。

施政方針及び令和3年度予算に関する質問につきましては、議会先例60のとおり代表質問によって行うこととし、姫路議員から前回ご提案いただいた委員外議員の質問を含めまして、質疑の在り方に関しましては本定例会終了後議会運営委員会にて協議することを全会一致で決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ご質疑ございませんか。

15番、姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） ということは、この議会では昨年同様というか、通常どおり代表質疑でみんなやってくれということに決まったということですね。分かりました。

それと、私も先般議会運営委員会で傍聴というか、オブザーバーで出席していましたが、そこで長谷川議員のほうから自由討議、委員会の政策提言とか、そういった提案事がありました。大変いいかなとは思いますが、私はこの提案事も委員長は十分取り入れた中で今後考えていこうという方向性をそこで示したはずだと思うのですが、私は今回議会終了後にということなのでしょうか、議会運営委員会を開いて私の今の件も含めて協議していこうということであればそれはそれでいいのですが、ぜひ委員会においての委員外議員の発言が前のように戻れば、普通にできるようになれば、私が毎回定例会ごとに議会運営委員長にこれをもう少し質問できるようにしてくれだの何だのという質疑をしておりますが、そういったことが全部クリアされるのです。そこを十分に理解していただいて、この自由討議何だということもありますけれども、その前にぜひ元の委員会、委員外議員が発言できる体制を整えるような議論をしっかりと議会運営委員会の中で整えておいてもらいたい。そのことによって議員たる者が自分以外の常任委員会でも発言できる機会、質疑できる機会が設けられるということになります。活発な議会運営にもつながりますので、この自由討議も一緒なのですが、そういうことでちょっと検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（三田敏秋君） 議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（尾形修平君） 今ほど報告でも申し上げましたように、以前姫路議員からご提案いただいた、今ほどおっしゃられた委員外議員の質疑に関しましても、本定例会終了後に次回第2回定例会に向けて協議していくということと、あと先般の議会運営委員会で長谷川議員から提案されました自由討議に関しましても進めていくという方向で現在進行しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 今回ちょっと議会の運営を私が何か自らストップさせているようなところございますが、それでも大事な部分だったので、ぜひもう一度議会運営委員会ですっきりと協議していただきたいと思ひます。

以上、終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、お手元に配付の

日程表により、本日から3月19日までの26日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から3月19日までの26日間と決定をいたしました。

---

### 日程第3 諸般の報告

○議長（三田敏秋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

理事者から報告をお願いします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） 諸般の報告について申し上げます。

初めに、2月13日に発生をいたしました地震についてご報告を申し上げます。2月13日午後11時7分に福島県沖を震源としたマグニチュード7.3、最大震度6強を観測する地震が発生をいたしました。10年前の東日本大震災の余震と見られており、再び災害に見舞われた被災地の皆様、また被災された全ての皆様には心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い災害の復旧・復興をお祈り申し上げます。

本市におきましては、2地点で震度4を記録し、ほか6地点では震度3の揺れでありました。被害状況といたしましては、一部公共施設で壁面のひび割れ等が確認されておりますが、市民の皆様の生活に支障となるような被害はありませんでした。このたびの地震による津波避難情報の発令はなく、初動における被害情報の報告もなかったことから避難所開設などの措置を講ずるまでには至らなかったわけではありますが、山形県沖を震源とする地震による被害の記憶がまだ新しい中、またコロナ禍、そして雪の季節の中にあつての住民避難等、こうした状況下における災害対応の難しさを改めて感じているところであります。引き続き災害発生時の対応など即応能力の練度向上を図ることが必要となりますので、不断の取組を進めることといたしているところであります。

次に、年明けからの暴風雪による被害状況等についてご報告を申し上げます。1月7日から9日にかけて続いた暴風雪による大雪については、極めて短時間で降雪量が増大をいたしました。市では、1月9日災害対策本部を設置し、大雪に対して速やかに対応する体制を構築したところであります。この間、各路線を担当している除雪事業者の皆様には不眠不休で除雪作業に当たっていただいたところであります。除雪能力を大きく超える降雪が間断なく降り続いた結果、市民の皆様には少なからずご不便をおかけすることとなりました。今後も降雪が予測されることから、引き続き降雪時の対応については迅速に取り組んでいかなければなりません。こうした状況の中、除雪事業者の皆様には最大限の体制で作業に当たっていただいていることに心よりの感謝を申し上げます。しかしながら、まだ予断を許しませんので、引き続きお力をお貸しいたいただきますようお願い申し上げ

げる次第であります。

その後、1月29日に再び暴風雪に見舞われ、強風による倒木や建物被害、積雪によるビニールハウスの破損など、市内全域で多数の被害が発生をいたしました。被害の状況につきましては配布の資料のとおりとなっているわけではありますが、被害に遭われた皆様には心からお見舞いを申し上げます。また、1月29日の暴風雪では、国道345号が一時通行止めの措置が取られました。沿線にお住まいの方などの安全を確保する観点から瀬波地区、勝木地区の2か所で一時避難所を開設したわけではありますが、3名の方が安全確保の観点から一時避難をされました。暴風雪により登下校の安全が確保されないおそれがあることから、山北地区の小・中学校については事前の休業措置を取るなど市民の皆様の安全の確保に努めたところであります。

さらに、先週2月15日夕方から16日にかけて強さを増した強風により、公共施設等に多くの被害が発生をいたしました。現在被害の状況について調査中でありますので、改めて報告をさせていただきます。

今年の冬は昨年と打って変わっての大雪により、市民生活に大きな支障を来す状況となっております。こうした中、除雪時の事故なども報告されていることから、市民の皆様にはくれぐれも安全を確保された上での除雪作業に当たっていただくなど、慎重な対応をお願いしたいと考えているところであります。市といたしましても、市民の皆様の安全・安心な日常生活を維持するため、引き続き緊張感を持って対応していくことといたしております。

次に、新型コロナウイルス感染症の状況についてご報告を申し上げます。新型コロナウイルス感染者の急速な増加を受け、本年1月7日に1都3県を対象区域として再び緊急事態宣言が発出されました。1週間後の13日には対象区域が11都府県に拡大され、政府から対策の徹底が呼びかけられたところであります。その後、新規感染者数が減少傾向となり、一部区域で宣言が解除となったものの、10都府県では現在も宣言が継続されており、予断を許さない状況が続いております。新潟県におきましても、新規感染者の増加やクラスターの発生を受け、昨年12月17日から県独自の警報を発令し、県民の皆様には感染拡大防止策の徹底を呼びかけているところであり、現在も警報は継続中であります。

本市におきましては、年明けに新規感染者の確認が続き、これまで累計で9名の感染者を確認しているところであります。比較的短い期間での新規感染者の確認ということで危機感を持ったところでありますが、いずれのケースも接触者への拡大が見られず、その後の1月11日以降新規感染者は確認されておられません。こうした中、市民の皆様には冷静な対応をお取りいただきました。罹患された方の一日も早い回復を願っていただくとともに、関係者への配慮ある行動に努めていただいた結果、懸念された混乱を来すこともなく、冷静な市民生活を維持することができたと感じております。

市民の皆様には、ご自身にもご不安やご心配がある中、感染予防、感染の拡大防止に取り組んで

いただいております。その上で感染したことに対する差別は決してあってはならないといった感染された方やその関係者に優しく寄り添うといった行動をお取りいただいたたまものであると重ねて心より感謝を申し上げる次第であります。現在、新型コロナウイルスに対抗するためのワクチン接種が医療従事者に対して始まりました。しかしながら、いましばらくはこれまでの感染予防、感染の拡大防止の対策を徹底的に講じていくことが必要となりますので、市民の皆様には引き続きご協力いただきますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルスに係るワクチン接種についてであります。現在全国の自治体で接種体制の確保に向け、急ピッチで取り組んでいるところであり、本市におきましても2月5日に新型コロナワクチン接種推進チームを設置し、準備を進めてまいりました。医療従事者に対する先行接種が2月17日に始まったところではありますが、市町村が実施することとなる高齢者に対する接種につきましては4月以降の実施となる見込みであり、その後一般の方向けの接種が始まる予定となっております。市内の各病院や村上市岩船郡医師会からもご協力をいただきながら、市民の皆様安心して接種を受けていただける体制づくりを進めてまいります。これまで経験したことのない大規模な事業となることを見込まれておりますので、全庁体制で取り組むよう私からも指示をいたしたところでもあります。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてであります。これまで国の第一次、第二次の補正予算により、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金12億5,065万2,000円の交付を受けております。これを財源として、累次にわたり医療介護機関への支援、子育て世代や妊婦、学生や高齢者といった各世代に対する幅広の支援といった直接市民の皆様が届く支援策を講ずるとともに、緊急事態宣言下で休業を余儀なくされた中小の事業者支援、観光事業者やサプライチェーンを形成する関連事業者支援、元気づくり商品券や元気づくり飲食券など、地域経済を回復させるための施策に取り組んでまいりました。さらには、ウィズコロナ、ポストコロナを見据えたオンライン物産展や分散型イベントの開催など、次のステージを見据えた事業についても対応するなど、その時々状況及び累次にわたる金融機関団や各産業・各分野の皆様との情勢の分析に基づき、きめ細かに対策を講じてきたところであります。

こうした中、本年1月28日に国の第三次補正予算が成立し、三次にわたる新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付が決定したところであります。本市に対する交付金の額は4億6,727万2,000円となりますが、切れ目のない支援を継続していくといった観点から、これまで準備を進めてまいりました支援策について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付額決定後に直ちに補正予算を調整し、事業化したところであります。これに係る所要の経費につきましては専決処分とさせていただいたわけではありますが、今定例会に議会のご承認をお願いしているところであります。

昨年全国に発出された緊急事態宣言の解除後に実施されたG o T o トラベル、G o T o

イトについては市内経済の回復に非常に効果的であったわけではありますが、昨年の年末から今年の初めにかけて感染の拡大を確実に収束させることとして実施をされました。昨年末のG o T o トラベルの停止は、本市においても飲食業や宿泊業、それに関連する事業者等に大きなダメージを及ぼしました。これに加えて、引き続く会食などの自粛基調により忘新年会が大幅に自粛されるなど、昨年の緊急事態宣言下の状況に近い状況が生じております。事業を維持していく上で極めて厳しい状況にあると認識をいたしているところであります。また、年度末を迎え、いまだ移動が制限される中、帰省などを自粛しながら学業に取り組んでいる多くの学生がいます。

こうした現下の状況を踏まえ、緊急に対応を講ずることが必要と考えられる施策を優先して実施することとし、元気づくり商品券の発行、飲食店とその納品事業者に対する減収支援策として飲食店等緊急支援金、市独自の宿泊割引事業を早期に実施するための準備に取りかかるほか、年度末を迎える学生応援のための学生応援便、そして学生向けのフードパントリー事業を実施することといたしております。引き続き市内経済の状況を注視していかなければなりません、新型コロナウイルスのワクチン接種の実施を控え、市民生活の状況と併せて適時有効な対策を速やかに講じていかなければなりません。これまで以上に緊張感を持って対応することといたしております。今後第三次の交付金事業につきましては適宜議会にご説明を申し上げてまいりたいと存じますので、議員各位には格段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、スケートボードの聖地「むらかみ」セカンドプロジェクトに対する寄附についてご報告を申し上げます。信金中央金庫が創立70周年記念事業として実施する企業版ふるさと納税等を活用した寄附の対象事業として、スケートボードの聖地「むらかみ」セカンドプロジェクトが採択されました。地方公共団体が実施する地域の課題解決及び持続可能な社会の実現に資する取組を信金中央金庫が応援する事業であり、これにより本市に対しまして1,000万円の寄附をいただける運びとなり、2月17日に贈呈式を開催させていただいたところであります。この寄附金につきましては、スケートパークで実施する事業費に充てさせていただくほか、村上市地方創生応援基金として今後の事業実施のために活用していくこととし、今定例会に条例を提案させていただいているところであります。

次に、令和2年第4回定例会でご報告を申し上げた後の火災の発生状況につきましては配付資料のとおりであり、建物火災が5件であります。

寄附のお申出につきましても、配付資料のとおり多くの皆様から善意が寄せられております。ふるさと村上応援寄附金につきましては、昨年11月から本年1月までの間に1万685件、1億9,817万円の申込みを受けることができました。深く感謝申し上げますとともに、有効に活用させていただきます。

以上、ご報告いたします。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

15番、姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） ご苦労さまでございます。

それでは、今の諸般の報告の中で、信金の中央金庫からの寄附金の件でちょっとお尋ねいたしましすけれども、1,000万円ということで寄附金をいただいたということのご報告でございましたが、これは中央金庫のほうで70周年の事業として企業版の、いわゆる信金として、中央金庫として全国の団体にそういう一生懸命やっているところに対して寄附をしようということだったと思うのですが、その寄附ということを経営さんから聞いて、そしてでは村上市今スケートパークの件でございますので、それでちょっと応募しようということの流れで村上市から応募して、そして村上信用金庫さんの推薦状をそこにいただいて、それが中央のほうに行って採択されてオーケーということになったと思うのですが、それで間違いないですか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 詳細については担当課長のほうから引き続きお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、地元の村上信用金庫さんとはこれまでもずっと、平成25年以降ですか、地方創生、また地域活性化事業で連携をさせていただいております。そんな中で、中央信金さんがこのたびこういう事業を70周年事業でやるというお話がありまして、それでその話の流れの中で、ではぜひ村上信用金庫からこの事業について、セカンドプロジェクトについて推薦をしたらどうか、またしていこうという双方ではないでしょうか。そういうふうな情報をいただきながら私どももそれと連携をして今回応募をさせていただきました。これあくまでも村上信用金庫さんが応募する形になりますので、そのところは村上信用金庫さんがうちの事業をチョイスしてくれているという、そういう形になると思います。すみません、担当課長のほうからその流れを少し説明をさせていただきます。

○議長（三田敏秋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（東海林 豊君） 今ほど市長申し上げたとおりでございますが、10月の26日に最終的には応募という形で信用金庫さんを通して応募させていただきました、11月の25日にその審査結果が出て、うちの事業がそこに選ばれたということでございます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 分かりました。つまりが信用金庫さんの今そういう事業イベントがあるという情報を信用金庫さんから日頃のお付き合いの中で聞いて、そしてでは村上市として応募をしたと。その応募したのが信用金庫さんの推薦状について本部のほうに行って、いっぱい来ていたらしいのですけれども、その中で100事業ぐらい、全国の中のひとつで、それも上限が1,000万円ということなので、その上限目いっぱいもらうことができたということの解釈でよろしいですね。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） それで結構なのですけれども、1点だけ。日頃のお付き合いというよりは、



村上信用金庫さんと地域連携の包括協定結んでおりますので、その中で常に情報は共有しているということでもありますので、その点ご理解いただきたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） では、最後もう一個です。

報告の中でワクチンの件出てきましたが、これはテレビで私も見て、NHKかどこかでやっていたのですが、埼玉県の宮代町というのですか、そこで接種1回について1,000円の地元商品券ということで、何か2回するともう一回1,000円もらえるので、2,000円と。これは何か後々は臨時交付金の請求の中に国のほうと相談して入れていただきたいということで今やっていくのだということで、大変いい企画だなと思って、私はそれテレビですけれども、見ていたのですが、ワクチン接種に当たってやっぱり経済も含めてそういう考え方というの市長のほうではどうだろう。せっかくですので、ちょっと前向きに考えてもらいたいなどはと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 特典があるからワクチン接種をたくさん受けてください、その接種者を増やしていこうという一つの手法としては当然あります。うちのほうも、市におきましても、それ実は検討のテーブルに乗せました。それ今乗っていますので、その中でしっかり議論をしていきますけれども、比較的、正確な情報の収集はしていませんけれども、少し二、三聞き取ったときに、ご高齢の方、また基礎疾患お持ちの方というのは非常に危機感持っていて、接種、ワクチンの情報が出始めたときには、なかなか治験がしっかりできているのか、できていないのかという議論の中で、接種を受けにくい環境があったように思っておりますけれども、その中でメディアも含めてどんどん、どんどん有効性が大きく皆さんのところに情報として届くようになりました。その結果、比較的受けたいというような思いの方がいらっしゃるのだなということを確認をさせていただきました。そうした中で、残念ながら若い世代はなかなか積極的に接種に行かないのではないかとというような町の声も含めて聞いています。そういうのもありますので、その部分に投じる施策としてはかなり有効かなというふうに思っております。これからまだしばらく時間ありますので、その中でしっかりその辺のところを積み上げて、より市民の皆さん各世代がスムーズに接種に移行できるようなそういう体制、それを構築する中での議論の一つとして検証を加えたいというふうに思っております。

○15番（姫路 敏君） 以上です。

○議長（三田敏秋君） 5番、小杉武仁君。

○5番（小杉武仁君） お疲れさまです。今の諸般報告の中でワクチンありました。様々情報が錯綜している部分があって、かなり市民の皆さんも混乱されている方も多いように伺っております。以前全員協議会でワクチンの接種のスケジュールについては、国が示されているスケジュールは議会のほうにもお示しいただきました。どうなのでしょう、それ以降ワクチンの接種のスケジュール等

についてはまだ市民の皆さんに公表できない段階にあると理解してよろしいのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（竹内和広君） 市民の方もお待ちになっているという状況重々承知しております。昨日、今日も、メディアのほうでもまた遅れそうだなみたいな情報が来まして、確実な情報が出せなくて申し訳ありません。でも、でき次第出していくという方向で進めておりますので、いましばらくお待ちいただきたいと思っております。

○議長（三田敏秋君） 小杉武仁君。

○5番（小杉武仁君） ありがとうございます。本当に混乱していくということが何か予想されるのかなと思って不安に思っている部分が多いのでちょっとお伺いしましたが、接種会場についても柏崎ですか、試験的に職員の方が動いていただいて、市民の方も参加していただいて、試験的な形で演習を行ったという報道がなされておりました。当時は、議会には、医師会と協議をしながら会場も設定したいということだったのですが、その会場についてもまだ協議中なののでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（竹内和広君） ワクチンの搬入の見込みと、どのスパンでいくかと。今、皆さんご存じのように、何か1回でもいいみたいな発言が出たり、様々混在しております。接種会場につきましても医師の確保の関係でございますので、スケジュールと併せて公表させていただきたいというふうに考えております。

○議長（三田敏秋君） 小杉武仁君。

○5番（小杉武仁君） いろいろ服用、副作用という部分でも随分報道等なされております。それが本当なのかどうかという部分も含めて、大分市民の方心配されていらっしゃると思います。確かな情報をぜひ自治体のほうから出していただきたいと思ひますし、そのスケジュールの部分も随分報道では分からないというような状態になってきているのかなというふうに感じておりますが、確かな情報を的確に、小まめかもしれませんが、市民の皆さんに発信していただきたいという、質問というより要望になりますが、市民の皆さん望んでおりますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 本当ですね。私自身もどういうスキームの中で、どういうスケジュール感の中で接種が開始できるのかというのは、詳細にまだプロジェクトチームのほうから上がってきていませんので、申し上げるわけにいかない。ただ、ある程度の見通しとか、そういうものについては出せるものはどんどん出していこうというふうに思っています。県の医療調整会議の中でも今度スタッフが増員されまして、いろんな形になります。ただ、並行して実は厚生労働省と基礎自治体、我々自治体との間のQAのやり取りがもう錯綜しているような実態があります。そんな中でしっかり整理をした形で市民の皆さんにお伝えをしていくというのは非常に重要だなと思っております。

で、できる限りこういう出し方だったらオーケーだなというのも含めて、早め早めに対応をしていきたいというふうに思っております。

先日、新発田市で接種会場のシミュレーションが行われました。ちょうど商業施設の中にある民間施設を活用してやられていて、医師会さんと連携をして健康協会の皆さんが、看護師さんがいらっしゃっていて、看護師さんが接種をするという、そういうスタイルでやられたのですけれども、非常に整然としてやられていました。ただ、予診、問診の中で少し時間が経過するとか、終わった後の副反応を見るための待機の時間とか、そういうところ非常に課題多いなというふうに私も拝見をしてきました。うちのコロナワクチン接種のチームも、現地を確認しております。その中で、多分そういうシミュレーションをやって、そういうものが常に、例えば庁舎に来たときに映像として流れていたり、そういうふうにする。ああ、実際にこんなふうなことになるのだなというのを知ってもらうのは非常に有効ではないかなというふうに思いましたので、その辺のところはしっかり取組を進めながら市民の皆さんにしっかり情報は出していきたいというふうに思っておりますので、議会サイドもぜひご協力をいただきながら、市民の皆さんが冷静に、スムーズに接種に移行できるような、そういう体制を構築してまいりたいというふうに思っておりますので、格段のご協力をお願いしたいというふうに思っております。

○5番（小杉武仁君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 議会報第1号 定期監査結果報告について

○議長（三田敏秋君） 日程第4、議会報第1号 定期監査結果報告についてを議題といたします。

直ちに質疑を行います。

7番、本間善和君。

○7番（本間善和君） 監査委員、ご苦労さまでございます。それでは、1点だけちょっとお伺いしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

監査のページでいきますと、2ページ、3ページ、4ページということで、各課の共通項目という格好の中の6番目、現金等の管理状況についてちょっとお伺いしたいと思います。現金の管理状況ということで、各課の取扱いとか外郭団体の通帳等の取扱いだと思うのですが、この中の4ページ目になりますか、現金の取扱いについて、特にそこに記載されて、報告しているわけですが、この報告書の中の文書を読みますと「市民課を対象として実地監査を行い、概ね適正に管理されていることを確認した」と。現金の取扱いに私「概ね」なんていう言葉で監査報告に出てきているということで、どのようなことで「適正に」という言葉がなくなってしまったのか、詳細

分かりましたら教えていただきたいと思いますが。

○議長（三田敏秋君） 代表監査委員。

○代表監査委員（小田健司君） 今ご質問いただきました件についてですが、これ残額が実際の現金と違っていたということではございませんで、現金の管理につきまして、通常現金というのは誰もが日中は触れる状態ですが、それを退庁時におきましても本来の役席等が鍵の保管をして、しかるべきところに保管するという流れになろうかと思いますが、今回監査実施しましたところ、市民課におきましては誰でもその鍵を取り出して現金を扱えるという状況になっておりました。それを今後改めてどのような形にするか、課のほうに検討いただくところでございます。市民課におきまして、通常の退庁時間を過ぎて、夜間であったり、休日であったり、執務ございますので、その関係で役席の方がその時点にいらっしゃらないということもございます。その点も含めまして、課のほうで今後どんなふうに管理していけば適正に管理していけるのか検討してくださいということでここに挙げさせていただきました。

以上です。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） よく理解しました。

それで、これはお願いになると思うのですけれども、よく監査委員のほうで監査して、監査を行った結果、指摘をしたというような格好での箇所が何回か出てきました、これまでも。できればそういうところの追跡調査という格好で、このときは多分絶対担当課には、注意しなさい、改善しなさいというお話を当然したと思うのですけれども、その後例えば半年に1遍、今どうなっていますかとか、そういうことは実際やっているのか。もしやっていなければ、私はぜひともやっていただきたいと、そう思うのですが、いかがなものでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 代表監査委員。

○代表監査委員（小田健司君） 今ご指摘のとおり、ただ投げっ放しではなくて、それぞれ指摘したことに関しましては各課のほうからその後の対応について聴取をしているところでございます。このご意見も踏まえまして、今後も徹底してやっていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） ありがとうございます。

○議長（三田敏秋君） 17番、木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） 代表監査委員さん、ご苦労さまでございます。

私もちょっと引っかけたので、5ページになりますか、上のほうなのですが、こども課の関係で監査の結果の個別事項なのですが、その中で下のほうに「滞納整理方針に基づいた取組がされるよう課内で連携し、滞納処分及び児童手当からの特別徴収も視野に置き」と書かれておりますけれども、そういった関係で何うのですけれども、現在そういった滞納の整理はどんなふうに取り

り組んでいるのか。例えば滞納者と話合いの中で、細かく相談しながら、分割しながら、なるべく負担のかからない方法を取って、それがどのような現場のやり方をやっているのかお伺いしたいのですが。

○議長（三田敏秋君） 代表監査委員。

○代表監査委員（小田健司君） 今回こちらのほうに掲げさせていただきました「滞納整理方針に基づいた取組がなされるよう課内で連携し、滞納処分及び児童手当からの特別徴収も視野に置き」ということで書かせていただいておりますが、今ご質問、引っかかる場所というのは、この滞納整理方針に基づいた取組をしているかどうかというご質問でよろしいかと思うのですが、どんなふうに取り組んでいるかという具体的なことに関しましては、もし必要であれば担当課の課長のほうからご説明いただければと思います。それでよろしいでしょうか。

○議長（三田敏秋君） これは監査委員の報告にとどめていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○代表監査委員（小田健司君） 滞納整理方針ということで滞納フローチャートというものがこども課のほうでありまして、こういったケースにはこう対応するというところで流れが取り組まれているところの事務処理の流れというのは確認しております。個別に滞納している方についてどんなふうアプローチして、その結果がどうなったという個別具体的などところにつきましては、弊課のほうからの今回の監査のところでは至ってございません。

最後に、滞納整理方針に基づいたところで取組をして、結果そこに「児童手当からの特別徴収」という事項も滞納整理方針に記載がございますので、最終的にはそちらのほうまで視野に入れて滞納整理に取り組んでいただきたいということでこちらのほうを書かせていただきました。

以上でございます。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） そうすると、今の監査委員の報告の中にはそういう細かなところまでは監査していないということ私分かりました。

そこまでやっていないのに、なぜその下の児童手当からの特別徴収も視野に置かなければならぬのだということに引っかかるのです。ですから、そういった市当局と担当課と現場の話なのですけれども、その滞納者とのいろんな相談しながら、思いやりの考え方でやっていって、それでも駄目な場合はいろんな手段あると思うのですけれども、私前に、一番気にしているのは夕日会館の問題で、これとは別な問題なのだけれども、裁判まで至ったということが非常に気にしているのですよね。ですから、やはりなるべくなら話合いの中で穏便に解決してもらいたいという意味合いで私今ここに立って質問しているのですけれども、ですからそういう細かなところはまだいないのにこういうふう書かれているのですから、ちょっと気になってお伺いしたいのですけれども、それで多分ここに載っているということは法的な根拠があるのだらうと思うのですけれども、果た

してそういう徴収方法でいいのか、監査委員にお伺いします。

○議長（三田敏秋君） 代表監査委員。

○代表監査委員（小田健司君） こちらの児童手当からの特別徴収につきまして、もちろん法的根拠があることを確認してございます。児童手当の特別徴収ありきというふうに、この文言書きっぷりがそうなってしまっておるのですが、これ一番最終手段というふうに担当課のほうからも聴取させていただいております。最後はこういうこともできるのだよということはフローチャートにも載っておりますし、できるのですが、そこは現在担当課のほうでもそこまで行く前に徴収のほうを完結させたいと、そういうアプローチをしているということで話を賜ってございます。ただ、ここに書かせていただきましたのは滞納整理方針自体に、そういう流れになっていますので、それに基づいたところで運営のほう、運用のほうをしていただきたいということで書かせていただいたところでございます。あくまでもこれ最後児童手当から徴収ができるのだから、もう強権的にそれやりなさいということで書かせていただいたものではないことを付け加えさせていただきます。お願いします。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） はい、よく分かりました。それで、そういったことで私も再三言いますけれども、市民とやはり丁寧な説明しながら、相談しながらやってほしいと思いますが、よろしく願います。

○議長（三田敏秋君） 15番、姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） ご苦労さまでございます。ちょっと今の確認をしたいのですが、いわゆる「特別徴収も視野に置き」というのは児童手当からのということでございますけれども、今の部分ですね。これは、滞納者は児童手当から徴収することができるという法的根拠があるのだよと、法律的にできるのだというふうに今の答弁だと聞きましたが、それでよろしいですよ。

○議長（三田敏秋君） 代表監査委員。

○代表監査委員（小田健司君） はい、そのとおりでございます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 分かりました。何分にも年金からいろいろなものを引いたりという部分で非常に厳しい制約もあつたりしますので、かなり難しいのかなと私は思っていたのですけれども、そういう根拠があるとすればそれはそれでいいでしょうけれども、ただ1つ私も何度か滞納者の方々から、滞納されているの方々からご相談いただいたりすることでございます、議員の活動の一つとして。そうすると、本当にお金がないのですね、厳しい状態で、捻出していくのは。恐らくある方がわざと払っていないということも考えようには中にはありますけれども、生活するパターンの中で厳しい状況の中にあるというのはありますので、先ほど私の前に木村議員さんおっしゃいましたが、本当にその滞納者に寄り添いながら徴収していく手段というのはまず第1番目に来て

いいのかなと思ったのです。今回5ページの一番上のほうのこども課の下のほうの児童手当から特別徴収も視野に置きということになってくると、これ監査委員がそう思って書かれたのでしょうかけれども、大変厳しい措置を取らざるを得ない。そこまで緊急、緊迫しているのかという部分なのですが、そうだったのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 代表監査委員。

○代表監査委員（小田健司君） 今回のこのこども課に関しましてですが、滞納されている方いらっしゃいます。そのほか多くの方滞納せずに納めていらっしゃいます。それぞれ滞納されている方の事情あるかと思えます。その一方で、きちんと自分の生活の中で納めている方がいらっしゃいます。市民の中に、このこども課の関係だけではないのですが、それはきちんと納めている方とそれ以外の納められない事情があって納められない方、本来この納めている方のほうがそれに対して不平・不満というのですか、公平さを欠くようなことがあってはならないというのが1つ頭にございます。

なお、今ご指摘のとおり、滞納せざるを得ない、納められないという事情につきましては、それぞれの滞納の徴収の担当課のほうでその滞納者と向き合いながらその解決に向かっていていただければと思います。ただ、一生懸命に切り詰めて納めている方が一方いる中で、納められない方について一生懸命担当課のほうで滞納解消に向けてやっていくという中で、それでもなお納まらないような場合に、このこども課の児童手当から特別徴収も視野に置きというのは大変確かに厳しい文言ではありますが、納めている方にとってはみんなが納めて当たり前なのではないのというところの部分があるというふうに思い、書かせていただきました。

以上でございます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 分かりました。ほかのところは、収納に取り組んでいただきたい、常に状況を把握しながらという言葉でくくって行って、ああ、そうなのだろうなと思えますけれども、ここだけ突出してそういう「特別徴収」という言葉が出てきているということになると、どうなのだろうということがありますし、またいろいろな部分で税務課のほうにも私もそういう方々と一緒にご相談に行ったことございます、確かに。本当に精神的に税務課の方々も対応してくれて、その担当課というのはこども課なのでしょうけれども、一応徴収していく税務課のほうになってくると非常にその分納、何とか生活に差し支えないようにという方法が出てきますので、一応その不平等というのは今監査委員言うように確かにそういうことがあるのでしょうかけれども、その人の生活パターンにも寄り添いながらなおやっていけるような徴収の仕方をご指導願えればと、こういうふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 代表監査委員。

○代表監査委員（小田健司君） 私の立場で滞納の手法につきまして指示するとかということにつき

ましてはいたしてございません。今の現状の事務処理なり、行政の手續につきまして適正かどうかということで見させていただいているところでございます。その辺はよろしく願いいたします。

○15番（姫路 敏君） 3回だから言えませんが、一応はここにやっているというのは監査委員の意見を出しているわけ。

以上です。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

---

#### 日程第5 議会報第2号 財政援助団体監査結果報告について

○議長（三田敏秋君） 日程第5、議会報第2号 財政援助団体監査結果報告についてを議題といたします。

直ちに質疑を行います。

7番、本間善和君。

○7番（本間善和君） それでは、監査委員、大変失礼ですが、監査の結果というページをちょっと御覧になっていただきたいと思いますが、その中の個別事項という項目、最初の項目でございます。集会施設の補助金についてでございます。私これを読んで非常にちょっとどうということかなということで疑問を持ったのですけれども、補助金というものは集会施設を取って、私の認識としては補助金等の集会施設等を建設とか修繕とかと、云々の補助金については、補助金実施要綱という市の要綱に基づいて補助金が実施されると思うのです。今回この指摘事項を読むと、運用と補助金の実施要綱……交付要綱ですか、交付要綱にずれが生じていたので、ここから気になるので、整合性を図るため要綱の改正を検討願いたいということは、監査委員として補助金要綱が、1点目は補助金が要綱に載ってなくても補助金を支出していたと、その疑問1つ。そこから、この要綱間違っているんで、改正しなさいよという指摘なのではないでしょうか。実施と違っているから改正せよということなのではないでしょうか、その辺のところちょっと。

○議長（三田敏秋君） 代表監査委員。

○代表監査委員（小田健司君） 今ご指摘いただきました浜新田の集会施設につきまして、こちら大規模修繕ということで補助金の申請上がっておりまして、そのところにバリアフリーの改修工事と、もう一つ、環境改善改修工事というのがございました。運用上こちら両方とも改修工事として、大規模修繕として運用上認めておるのですが、要綱上はどちらか一方、2つ認めませんよということで要綱上はなっておりました。こちらのほう今ご指摘のとおり、要綱上は駄目という一方ということなのですが、今まで担当課のほうでこういうふうにならざる運用してきたところでございます。ひとつ今回の件だけで駄目ですよということになると今までの分と不公平が生じるので、今回の件



までにつきましてはこちらのほうで運用のところをそのまま生かして、今後の部分につきましては要綱改正が必要であれば改正するし、どちらか一方ということであればそれは要綱のまま継続してやっていくのが本来なのではないかということでこういうふうに書かせておりました。今回の要綱自体、村上市のこの補助金を交付するに当たっての処理をする統一見解という形でございます。これが法令等というくくりになると、そこに該当するかどうかというのはまた議論をするところが出てきようかと思いますが、今回についてはこの要綱の改正が必要であればそちらのほうで対応してくださいというふうにとりあえずこういうふうに書かせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） 非常に今言ったことで私は理解しました、多分想像していたとおりだったので。ただし、本当にこれがそういう要綱の改定という格好が必要なのか云々は、やっぱり担当課とその辺のところは、今までやっていたからそれに合わせなければならないという要綱改定等、やはり要綱というの最上段にあるものだと思うのですよ、私は。それをやはり今まで運用としてやっていたから要綱を変えなければならないのだと。要綱をつくったときの趣旨というのが崩れてしまうものですから、その辺のところはやはり担当課と検討という言葉を使っていますので、十分検討して不公平のないような取扱いをお願いしたいと、指導していただきたいと、そう思います。

それから、続いてよろしいでしょうか。次の項目、これもちょっと引っかかったのですが、次の項目の補助対象経費の不明瞭な運用が見受けられたと。今後管理において補助金の十分な審査を行い、適切な事務を行うよう努めていただきたい、はっきり言えばこれについても、補助金というのは公費でございます。これについても分からないようなことがあるということは、ちょっと具体的に監査委員が見た中ではどんなことがあったのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 代表監査委員。

○代表監査委員（小田健司君） 今のご質問ですが、対象が神林地区青少年育成市民会議への補助金の中の話でございます。こちらの補助金として交付した資金をもちまして、市の保有する看板の撤去工事をこの補助金で行っていたのです。本来であれば看板撤去というのはこの補助金で行うべきものではないであろうと。支出すべきものではないところをこの補助金を使って支出していたというところで指摘させていただきました。ただ、付け加えて申し上げますと、この補助金の上限額におきまして、この看板撤去工事を差し引いたところでも補助金額が上限に達していないので、特に返還を求めるとか、そういったところまで至っていないというところでございます。

以上でございます。

○7番（本間善和君） はい、議長、分かりました。結構でございます。

○議長（三田敏秋君） 選管・監査事務局長。

○選管・監査事務局長（佐藤直人君） ただいまの本間議員の一般質問の中に……

○議長（三田敏秋君） 一般質問。質疑の中でね。

○選管・監査事務局長（佐藤直人君）

---

---

---

○議長（三田敏秋君） 暫時休憩いたします。

午前11時53分 休憩

---

午前11時56分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

発言の取消し

○議長（三田敏秋君） 選管・監査事務局長。

○選管・監査事務局長（佐藤直人君） 先ほど私申し上げました訂正の発言を削除、訂正させていただきます。

○議長（三田敏秋君） 今の発言は、選管・監査事務局長より、先ほど取消しの申出がありましたけれども、それを削除、今の発言を取り消すということでよろしいのですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） では、ご了承ください。

---

○議長（三田敏秋君） 15番、姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 監査委員、ご苦労さまでございます。私はその下のほうの村上市スポーツ活動支援バス補助金、「実績報告書の一部に要綱で定められていない様式の書類があった。所管課においては、チェック体制の強化を図っていただきたい」という監査委員のご意見と指摘事項がございしますが、「定められていない様式の書類があった」と、これ具体的にどんなことなのか、ちょっと教えてもらえますか。

○議長（三田敏秋君） 代表監査委員。

○代表監査委員（小田健司君） こちら補助金の要綱に実績報告書というひな形様式がございまして、一部につきましてその実績報告書、様式にのっとらず、独自に作成した実績報告書をもって報告していたところがありました。それを指摘させていただいたところがございます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） では、補助金の金銭的におかしいとか、そういうことではなく、その提出された様式以外のものが入っていて、これはいいのではないかというようなことで監査委員が指摘し

たということの判断でよろしいかなと思いますが、そうなのですね。

○議長（三田敏秋君） 代表監査委員。

○代表監査委員（小田健司君） はい、そのとおりでございます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 先ほどもそうなのですけれども、やっぱり監査委員は会計の一致だけではなくて、その辺までこうやって述べているように踏み込んでいただいて、やっぱり監査委員のご意見をしっかりと申し添えることによって正される部分もございますので、これに懲りずにどんどん指摘したものをこうやって我々に上げていただければ議会としても助かるわけです。しっかりとした監査報告ができていますと、私はそう踏んでおります。ぜひまたよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

昼食休憩のため、午後1時まで休憩といたします。

午前11時59分 休憩

---

午後 1時00分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

日程第6 請願第1号 雇用調整助成金を利用している事業所への支援を求める請願

○議長（三田敏秋君） 日程第6、請願第1号 雇用調整助成金を利用している事業所への支援を求める請願を議題といたします。

紹介議員から特に補足して説明することがありましたら発言を許します。

7番、本間善和君。

〔7番 本間善和君登壇〕

○7番（本間善和君） それでは、ただいま上程されました請願第1号 雇用調整助成金を利用している事業所への支援を求める請願でございますが、請願者は村上電子工業会会長、河内信一郎さんであります。紹介議員であります私、本間善和から、本議会での若干の補足説明をさせていただきます。

この請願は、議員各位に提出されました請願書を御覧になってお分かりのとおり、昨年からは猛威を振るう新型コロナウイルスの影響により、企業においては受注が大きく減り、経済的に打撃を受けている事業所がこの村上市においても数多く存在しております。その多くの事業所は、国の雇用助成金を利用しながら従業員の賃金を守り、雇用の維持に努めているのが現状でございます。

その中で事業所は、従業員の法定福利費である健康保険、厚生年金保険、介護保険料などの社会保険料と併せて雇用保険料及び労働者災害補償保険料から成る部分的な支払いを負担しております。この法定福利費は従業員と事業所が折半し、納付しているのが現状でございます。

国の雇用助成金により、従業員負担分の法定福利費を賃金に含み支給されていますが、一方事業所負担分の法定福利費はどこからも補填されておりません。本来であれば売上げが上がって負担できる法定福利費も、コロナ禍の中、売上げが減少し、経済的に困窮している事業所の現状でございます。

以上のことから、産業を問わず、国の雇用助成金を利用して雇用の維持に努めている事業所には、新たに村上市として法定福利費の一部でも助成できるように、村上市独自の政策で支援することにより、事業所の要望に応え、地域経済の活性化につながるものと確信しております。ぜひとも本請願書の趣旨と請願事項にご理解をいただき、議員各位の大いなる賛同をお願いするものでございます。よろしくご審議の上、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） ただいま議題となっております請願第1号については、会議規則の規定によって請願文書表のとおり経済建設常任委員会に付託をいたします。

---

日程第7 報第1号 専決処分の報告について

報第2号 専決処分の報告について

○議長（三田敏秋君） 日程第7、報第1号及び報第2号の2件は、いずれも専決処分の報告についてであります。これを一括議題といたします。

理事者から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました報第1号及び報第2号につきましてご報告を申し上げます。

本件は50万円以下の損害賠償であり、議会の委任事項のため、専決処分をいたしましたものであります。

最初に、報第1号につきましては、令和3年1月7日、柏尾地内において設置してある防犯灯の支柱が強風にあおられ、大きく揺れたことにより、近接する相手方車庫の屋根に接触し、破損させたものであります。管理上の瑕疵により発生した事故であり、相手方の責めに帰すべき事由も認められないため、修繕費として5万50円を賠償するものであります。

次に、報第2号につきましては、令和3年1月7日、府屋地内の個人宅敷地内において、市が管理するカーブミラーが強風により折れ、付近に設置してあったプロパンガスメーター器の一部を破

損させたものであります。管理上の瑕疵により発生した事故であり、相手方の責めに帰すべき事由も認められないため、修繕費として3万800円を賠償するものであります。

いずれの件につきましても示談が成立したことから、このたびご報告するものであります。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

15番、姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） ご苦労さまでございます。ちょっと確認したいのですが、これは共済の保険、いわゆるそういったことでの保険の請求の対象に入りますか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（竹内和広君） はい、対象となります。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 分かりました。強風にあおられるということは、自然災害の状況の下でまともにも立っていたのが倒れたというような考え方の下で入るのでしょうかけれども、今回の強風以外にもふだんからいろいろな部分でそういうおそれのある場所というのは、何かそういうことをチェックしたり、やっていますか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（竹内和広君） 今回に限らず、度々自然現象による強風等吹いておりますので、たびあるごとに注視しておりますので、所管課のほうで管理がされているものというふうに認識しております。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） やっぱりこれ今回屋根とか、そういったところに、いわゆる人間ではない対物に対して倒れたものであれでしょうけれども、これ人間に当たって障がいになったなんていうと大変なことになりますので、その辺注意喚起しながらやっていただきたいと、こういうふうに思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

---

日程第8 議第1号 村上市教育委員会委員の任命について

○議長（三田敏秋君） 日程第8、議第1号 村上市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第1号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、村上市教育委員会委員の任命につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会のご同意を求めるものであります。

現在任命されております村上市教育委員会委員のうち、本年5月20日をもって任期満了となります本図元子氏の後任につきまして、新たに小川涼子氏を適任と認め、教育委員会委員に選任したいことからご提案するものであります。

略歴につきましてはお示しのとおりであり、任期につきましては4年間であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

本件は人事案件ですので、委員会付託を省略し、討論を用いないで直ちに無記名投票により採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略し、討論を用いないで無記名投票により採決をいたします。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（三田敏秋君） ただいまの出席議員数は議長を除き19名です。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（三田敏秋君） 当初用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（三田敏秋君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は本案を可とする者は賛成と、本案を否とする者は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、会議規則第73条第2項の規定により、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなすことになっておりますので、その点特にご注意を願います。

それでは、点呼を行います。

[点呼により順次投票]

○議長（三田敏秋君） 投票漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三田敏秋君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（三田敏秋君） 開票を行います。

開票立会人は、議会が行う選挙の方法に準じ、会議規則第31条第2項の規定によって、9番、稲葉久美子さん、21番、山田勉君を指名します。

両人の立ち会いを願います。

[開 票]

○議長（三田敏秋君） 開票の結果を報告いたします。

投票総数19票。これは、先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、賛成19票、反対ゼロ票、以上のおりであります。

よって、議第1号は原案のおり同意することに決定をいたしました。

---

日程第9 議第 2号 専決処分の承認を求めることについて

議第 3号 専決処分の承認を求めることについて

議第 4号 専決処分の承認を求めることについて

議第32号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（三田敏秋君） 日程第9、議第2号から議第4号まで及び議第32号の4議案は、いずれも 専決処分の承認を求めることについてであります。これを一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 高橋邦芳君登壇]

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第2号から議第4号及び議第32号の4議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

最初に、議第2号は、村上市体育施設条例の一部を改正する条例制定についてであります。地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき、議会のご承認を求めるものであります。老朽化により使用を休止しておりました府屋ふれあいセンターが、令和3年1月7日の強風により破損し、修繕の見通しが立たず、解体することとしたため、施設を

廃止する条例制定について、令和3年1月27日付で専決処分を行ったものであります。なお、解体に要する経費につきましては、本定例会の議第4号 令和2年度村上市一般会計補正予算（第13号）として同日付で専決処分を行ったところであります。

次に、議第3号 令和2年度村上市一般会計補正予算（第12号）、議第4号 令和2年度村上市一般会計補正予算（第13号）、議第32号 令和2年度村上市一般会計補正予算（第14号）の3議案につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき、議会のご承認を求めます。

議第3号 令和2年度村上市一般会計補正予算（第12号）は新型コロナウイルスワクチン接種に係る体制整備に伴う経費の補正であり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ860万円を追加し、予算の規模を407億9,620万円といたしました。歳入におきましては、第15款国庫支出金で新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金774万3,000円を、第20款繰越金で前年度繰越金85万7,000円を追加をいたしました。歳出におきましては、第4款衛生費で新型コロナウイルスワクチン接種事業経費860万円を追加をいたしました。

議第4号 令和2年度村上市一般会計補正予算（第13号）は、暴風被害の復旧経費及び除排雪委託料の補正であり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億4,770万円を追加し、予算の規模を412億4,390万円といたしました。歳入におきまして、第11款地方交付税で普通地方交付税3億3,596万3,000円を、第19款繰入金では義務教育施設設備整備基金繰入金2,350円を、第20款繰越金で前年度繰越金8,823万7,000円をそれぞれ追加をいたしました。歳出におきましては、第6款農林水産業費で交流の館「八幡」の経費120万円を、第8款土木費では除雪対策経費4億円を、第10款教育費では小学校施設改修経費などで4,650万円をそれぞれ追加をいたしました。

議第32号 令和2年度村上市一般会計補正予算（第14号）は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る体制整備経費及び感染症拡大に伴う緊急対策経費の補正であり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億5,860万円を追加し、予算の規模を414億250万円といたしました。歳入におきまして、第11款地方交付税で普通地方交付税2,132万円を、第15款国庫支出金では新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などで1億3,728万円をそれぞれ追加をいたしました。歳出におきましては、第2款総務費でむらかみ学生応援事業委託料280万円を、第3款民生費では学生応援フードパントリー事業委託料150万円を、第4款衛生費では新型コロナウイルスワクチン接種事業経費430万円を、第7款商工費では緊急経済対策支援金などで1億5,000万円をそれぞれ追加をいたしました。第2条、繰越明許費は、第7款商工費の新型コロナウイルス感染症緊急対策経費2件を翌年度に繰り越して使用することができる経費として計上をいたしました。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

7番、本間善和君。



○7番（本間善和君） それでは、一、二点お聞かせ願いたいと思います。

最初に、（第12号）、専決のやつでございますが、1月15日に専決している支出のほうでコールセンター業務委託事業費という格好で、予算額では110万円前後の金額が上がっているわけですが、この事業に対しては多分想像するところ新型コロナウイルス対策のコールセンターという業務だと思うのですが、専決で取って今現在どんな状況になっているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（竹内和広君） 3月の1日に委託契約を結ぶ予定にしております……

〔「何、もう一度」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（竹内和広君） 3月1日付で委託契約を結ぶ予定にしております。実際は3月15日から配置するというので、その間準備を進めると。3名体制を予定しております。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） このコールセンターというのは、一般の市民から新型コロナウイルスに対する不安とか云々等をお聞きする、相談したいとかという目的のためのコールセンターだと思います。私からすれば、1月の15日専決した業務でございますので、専決したという趣旨からいって当然早くもうこういうものは動かしていただきたいという格好で、一般の市民から今この新型コロナウイルスに対する質問等にいつでもできるという体制を取っているかもしれませんが、せっかくのコールセンターというものを立ち上げるのであれば、できるだけ早くお願いしたいと、そう思ってお伺いいたしました。

それから、この期間はいつまでになるのでしょうか、契約期間というのは。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（竹内和広君） これは、ワクチン接種のコールセンターでございます。先ほど説明不足でした。ワクチン接種に係るコールセンターでございます。この業務につきましては、ワクチン接種を続けている間継続です。不安事の解消だけでなく、代行をするときも受けられる、あるいはセンター業務の中で様々な形でご支援いただける。当然コールセンター業務の中に含めてやります。終わりが見えないものでございますが、この期間につきましては一応繰越しの予定にしております。

（……部分は34頁に発言訂正あり）

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） もう既にコールセンターを設置してあります。これは、新型コロナウイルス感染症全体をフォローアップするやつであります。今回3月15日から稼働させますのは、ワクチン接種、これに限定した形になります。ただ、市民の皆さんというのはそういう感覚で来ませんので、今も現状お問合せについては答えられるような形でコールセンター動いていますので、その辺はご心配なさらずにお願いしたいと思います。より細かな形でワクチン接種の部分について、今どんど

ん、どんどん厚生労働省から情報流れてきています。県からも流れてきています。そのことでしっかりとお答えできる体制も改めて構築しよう。先ほど私諸般の報告で申し上げましたとおり、2月5日に専門チーム動き出しています。部署も、場所をきちんと固定をしてつくって動かします。これも今月中にもう着手して動いていますので、そうしたところをたまたまそのコールセンター新たに人材を確保しますので、このオペレーター、これの契約が3月1日からだということでありませう。したがって、これまで専決処分を行った後に全ての作業についてそういう形で進めてきたというご理解をしていただいて構わないと思います。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） この業務、今4月も全部行くという格好でお話しされましたけれども、この予算書ではそういうふうな格好は見えませんが、いかがなのですか。

---

発言の訂正

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（竹内和広君） すみません、先ほどの答弁を訂正させていただきます。

これ国の予備費に係るものですので、私先ほど繰越しと申し上げましたけれども、3月31日までの分でございます。

では、4月1日以降はどうするのだというのは、先の全員協議会で申し上げました追加議案で上げる部分で上げさせていただくということでございます。先ほどは申し訳ありません。訂正させていただきます。

---

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） アウトだったっけか。そうですね。

○議長（三田敏秋君） そうだ。3問終わったな。

○7番（本間善和君） 3問だね。次のあれも駄目だよ、補正も、専決も。

○議長（三田敏秋君） 駄目だ。

○7番（本間善和君） 結構でございます。

○議長（三田敏秋君） 15番、姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 今のところですけども、オペレーターというか、職員さんを配置、つけてと市長さんのほうで今説明あったし、そういう体制ができてということで、3月1日からの契約ということなのですが、どこの企業に頼むのですか。

それと、何か職員の配置ということ、3名配置してということなのでしょうけれども、そのオペレーターをどこかに、委託料ですから、企業に委託するわけですよね。何ていう企業のどういったような企業に委託するのですか。

○議長（三田敏秋君） 保健医療課長。

○保健医療課長（信田和子君） こちらにつきましては企業に委託するという形ではなくて、最終的に労働派遣に委託するという事で契約を結んだというふうに承知しております。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） ということは、3月1日から3月31日までの1か月間で3名の方に109万7,000円を払う契約を結んでいくということなのですか。そういうことになるでしょう。繰越明許ではないよということになれば、新年度予算でもし追加で長引くのであれば追加補正予算、これも専決でいくのかどうか分かりませんが、そういうことでやっていくわけでしょう。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（竹内和広君） 3月1日以降準備、打合せ等、オペレーションの打合せをしますので、3月1日から31日までの1か月分ということになります。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 何か聞いていることにちょっとしっかりと答えてもらいたいのですけれども、3月の1日から3月31日までの1か月間の契約をするのだよと。3名の配置の契約を労働派遣会社と契約して、そこからおいでいただくのだと。そこに支払われるのが109万7,000円ということなのですね。それでよろしいのですね。これ2問目です。ちょっと答えて。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（竹内和広君） はい、そのような積算になっております。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 分かりました。

次に、議第……一番最後のところです。議第32号ですけれども、最後のページです。11ページの緊急経済対策支援ということで5,000万円。これは、年末年始にかけて飲食関係が停滞したよということに対しての、それを補助しようというもくろみでいろいろと考えて支援をやるということは先般全員協議会のおきにもご説明されておりましたけれども、これも1か月ののが20%以上の減収だったと、昨年度同月ということは、いわゆる昨年の12月と今年の1月に限定されてやるわけですか。

○議長（三田敏秋君） 地域経済振興課長。

○地域経済振興課長（山田和浩君） 比較しますのが、昨年の12月、今年の1月、今年の2月、この3か月のどれかと1年前の同月の比較となります。

○15番（姫路 敏君） 了解しました。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第2号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第2号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第2号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議第3号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第3号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第3号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議第4号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第4号を採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第4号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

最後に、議第32号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第32号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第32号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

日程第10 令和3年度村上市施政方針

○議長（三田敏秋君） 日程第10、令和3年度村上市施政方針について、市長の発言を許します。  
市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） 令和3年村上市議会第1回定例会の開催に当たり、新年度の市政運営における私の所信を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様のご理解、ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

初めに、昨年から世界中で拡大している新型コロナウイルス感染症は、ネットワーク化された社会や経済のシステムをはじめ、私たちの日常生活にも思わぬ弱点があることを図らずも顕在化させたと感じております。市内でも、飲食業や観光業、交通事業者などに大きな影響を及ぼし、本市の生活・経済の基盤全体にも影響は広がっております。日常生活におきましても、一部の日用品などが極度の品薄状態になるなど、一時、市内にも混乱が生じました。私といたしましても、昨年2月から新型インフルエンザ等対策本部を設置し、市民へ感染予防の呼びかけと情報収集を強化しつつ、相談窓口の設置や経済支援の実施、医療機関や介護事業所などへのマスク提供、市内外の学生への支援など、市民生活の維持と市内経済への影響緩和にスピーディーかつ効果的な取組となるよう対策を講じてまいりました。現在では、市民の皆様のご協力の下、新しい生活様式が浸透してきたことや政府の経済対策などもあり、平静な状況にあります。しかし、第2、第3波と言われる感染者増加の波が繰り返されており、全く気の抜けない状態が続いておりますので、引き続き状況を注視しながら、経済対策や感染症対策などに取り組んでまいります。

さて、令和3年度は、本市の第2次総合計画の最終年となり、これまで進めてきた取組の総仕上げの年となります。私といたしましても、様々な取組が着実に成果を積み重ねてきていると感じておりますが、思うように進展しなかったことに関しましても、その要因を振り返る年となります。また、本市誕生以来刻々と進む人口減少により、課題が浮き彫りとなってきており、これに伴って将来予測し得る本市の姿を直視しなければならないときにあると考えております。このため、本市を安定的に運営していくための在り方の検討を進め、市民へ適切なサービスを提供し続けることができるよう体制を整えると同時に、これまで以上の行政改革を実行しながら、人口減少に向けた備えと本市の持続的な成長の達成という2つの大きな目標に向かい、課題を一つ一つ乗り越えていかなければならないと考えているところであります。

その先駆けとして、本年度に第2期村上市総合戦略をスタートさせます。これにより、「持続するまち」を目指した政策形成を進め、デジタル化などにより社会が変化する新たな時代に備えた第3次村上市総合計画の策定につなげてまいりたいと考えております。その中で、私たちが経験したことのない難局と対峙した際にも、常に可能性を見だしながらチャンスを見逃さずにつかんでいくことができるよう、全力で市政運営に努めてまいり所存でありますので、皆様のお力添えをいただき

ますようお願い申し上げます。

それでは、本年度の予算規模でございますが、一般会計総額317億円で、昨年度を4億円下回る予算となっており、主要財源は、市税で58億6,000万円、地方交付税で125億5,000万円、国県支出金で47億7,000万円、市債で25億9,000万円を見積もりました。

歳出予算につきましては、昨年度からの継続事業である市道今宿7号線道路改良事業やため池防災対策事業を計上したほか、さんぽく会館のリニューアルに係る経費を計上いたしました。また、子育て応援タクシー利用補助金や子育て世代包括支援センター設置などの子育て世代への支援策や、結婚新生活支援補助金の創設など、人口減少に対応した新規事業を計上しており、事務事業の見直しを行いながら将来に向けて持続可能な行政運営を進めるために、村上市総合戦略を基礎として各種事業の精査集中を図った予算編成としております。

続きまして、各分野の取組につきまして、本市総合計画の基本目標に合わせて順にご説明申し上げます。

それでは、「いきいき元気な笑顔輝く、支え合いのまちづくり」につきまして、本年度の主な取組をご説明いたします。

初めに、市民の健康増進と医療体制の充実につきましては、現在最大の脅威となっている新型コロナウイルス感染症への対応として、本市においてもワクチンの接種を実施することになりますので、市民への接種が円滑に進むよう、しっかりと取り組んでまいります。

コロナ禍におきましては、通院を控えるなどの状況が見られており、生活習慣病の予防や病気の早期発見のために健康診査がより重要性を増しております。市民の皆様が安心して健診を受けていただけるようしっかりと体制づくりを進めておりますので、なお一層、受診率の向上に努めてまいります。また、新たにドナーとして骨髄の提供をされる方などに向けて支援制度を開始し、骨髄バンクの普及拡大に取り組んでまいります。

昨年12月には、新村上総合病院が開院し、地域医療体制の充実に向けて大きく貢献すると期待しているところです。本市といたしましても、引き続き医学生修学資金貸与制度や医療従事者確保対策事業を行いながら、地域や関係機関などと連携した医療資源の確保を図ってまいります。私といたしましても、全国市長会の地域医療確保対策会議や県市長会の地域医療対策特別委員会などで地域医療の重要性をこれまで以上に強く訴えてまいります。

また、国民健康保険におきましても、医療費の適正化や疾病予防対策を進め、健全な事業運営に努めてまいります。

子育て環境の充実につきましては、出産時や子どもの受診時にタクシー利用を支援することで、妊婦や親が自ら運転する負担を軽減し、安心して通院できる制度を新たに創設するほか、現在保育業務に従事している方の保育士資格の取得を応援することで、市内における保育士の確保と保育環境の向上を目指してまいります。また、年々多様化する子育てのニーズに対応するため、こども課

と保健医療課を中心に、市内と関係機関を横断的に連携する「子育て世代包括支援センター」を設置し、子どもや子育てに関する相談体制の充実を図ってまいります。市民から要望の大きい屋内で親子が遊べる施設につきましても、旧神納東小学校に設置する準備を進めるとともに、民間活力の導入による保育ニーズへの対応や、よりよい保育環境づくりのための施設整備にも取り組んでまいります。

高齢者の健康と安心な暮らしづくりにつきましては、高齢者が生きがいや役割を持ちながら住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、就業や社会参加への支援と、地域における助け合いの仕組みづくりを進めていくとともに、保健事業と介護予防を一体的に実施することで、健康寿命を延伸することができるよう取り組んでまいります。近年、軽度の要介護者が多くなっている現状にあり、介護を受ける高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう支援していくことがますます重要となっております。本市といたしましても、高齢者世帯の緊急時の見守りとして、専門のオペレータによる24時間対応可能な緊急通報システムを導入し、配慮が必要な高齢者世帯に設置してきたところですが、さらに制度を拡充して対象を広げ、高齢者が安心して在宅生活を送ることができるようサポートしてまいります。このほか、介護事業所や新潟リハビリテーション大学などと連携した地域ケア個別会議の開催や通所型介護予防サービスのモデル事業など、自立のためのサービス充実に努めてまいります。また、介護人材の確保に努めながら、令和3年度からスタートする第8期介護保険事業計画に則したサービスの安定供給と健全な介護保険事業の運営に取り組んでまいります。

障がい者福祉の推進と自立支援体制づくりにつきましては、市内にグループホームや就労継続支援、放課後等デイサービスなどの事業所が少しずつ増えてまいりました。障がいのある方がそれぞれに合った適切な障がい福祉サービスが受けられるよう、情報提供や相談支援に努め、第6期村上市障がい福祉計画及び第2期村上市障がい児福祉計画の円滑な実施に取り組んでまいります。

総合的な福祉の推進につきましては、昨今、相対的貧困世帯に関する問題などがクローズアップされる中、子どもの生活と健やかな成長を守るため、子どもの貧困対策計画の策定を進めてまいります。また、認知症や障がいがある方などの権利擁護が求められる中、かねてから新潟県弁護士会や日本弁護士連合会、関東弁護士会連合会に要望していた「ひまわり基金法律事務所」が開設されました。これにより、法律事務所が市内に2か所となったことから、成年後見制度に対するニーズへの対応や市民の安心づくりに大きく寄与すると考えております。本市といたしましても、高齢者などの権利擁護の促進を目指し、市町村成年後見制度利用促進基本計画を兼ね備えた第2期村上市地域福祉計画の策定に着手し、ますます複雑多様化する福祉の現状に対応できるよう取組を進めてまいります。

続きまして、「ひと、まち、自然が調和する、美しい定住のまちづくり」につきまして、本年度の主な取組をご説明いたします。

初めに、環境保全と新エネルギーの推進につきましては、昨年10月の臨時国会において、菅総理が2050年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言されました。今後、積極的な地球温暖化対策を進めることが産業構造や経済社会などに変革をもたらし、大きな成長につながるという発想の転換が必要となります。脱炭素社会に向けた取組は革新的なイノベーションを生み出し、経済と環境の好循環をもたらすと考えられていることから、本市におきましてもそのような潮流をいち早く取り入れ、洋上風力発電の適地及び広大な森林といった地域資源を有効活用することで、本市の成長・発展につなげることができるよう取り組んでいかなければなりません。

「豊かな自然と調和しながら発展して共生する循環共生型社会のまち」を目標に掲げ、本年度から第2次村上市環境基本計画がスタートしますので、持続可能な地域社会づくりと本市の成長を目指してより一層取組を進めてまいります。

生活衛生の向上につきましては、美しい環境と循環型社会の形成に向け、これまで市民の皆様と取り組んできたごみの分別収集やリサイクルを継続し、さらなるごみの減量化や環境負荷の低減、最終処分場の長寿命化に努めてまいります。また、旧ごみ処理施設につきましては、計画的な解体処分を行うため、引き続き関係する皆様との協議を進めながら準備を進めてまいります。

公害の防止につきましては、特に苦情や問合せが多い臭気に対する問題に関し、臭気測定や水質検査による監視や指導に努め、事業者による適正な管理が行われるよう関係機関と連携した対応を図ってまいります。

適正な生活排水の処理推進につきましては、公共下水道事業として村上地区仲間町地内のほか、国道7号沿線での管渠整備工事や村上浄化センターの改修などを進め、農業集落排水事業では、高根地区で処理施設の機能強化を実施するなど、施設の長寿命化と適正な維持管理に取り組みながら、下水道への接続と生活環境の向上を図ってまいります。

また、生活に欠くことのできない安全で安定的な水道水の供給につきましては、これまで進めてきた水道台帳システムの整備や老朽化した管路の改良及び施設更新計画の策定を継続して進め、災害に強い水道事業の運営に努めてまいります。

次に、本市の河川や排水路の整備につきましては、全国各地で大雨に伴う河川の氾濫などで浸水被害が相次いでいる状況を踏まえ、可能な限り災害の発生を未然に防ぐことが重要となっておりますので、引き続き、普通河川滝矢川の整備をはじめ、河川・排水路に堆積した土砂や草木の除去など、適正な維持管理と機能保全に努力してまいります。

港の整備とにぎわいづくりにつきましては、これまで「みなとオアシス越後岩船」の活性化に向け、関係団体とイベント等を開催してきたところですが、コロナ禍によりイベントの実施が難しい中でも知恵を絞り、昨年、岩船商工業会主催でドライブインシアターを岩船港で開催していただきました。企画・実施された関係者の皆様にこの場をお借りして、心より感謝を申し上げます。今後も港湾機能の保全について国や県にご協力をお願いしながら、港を生かしたイベントなどの情報発



信を進めるとともに、地域振興と港の活性化が図られるよう努めてまいります。

地域の暮らしと活性化を担う道として期待される日本海沿岸東北自動車道「朝日温海道路」の整備につきましては、新潟県側の用地取得率が約96%となり、昨年、大須戸地内（仮称）1号トンネルの貫通に続き、堀ノ内地内（仮称）11号トンネルの掘削工事が始まっております。道路がつながることで広域的な交通ネットワークが形成され、経済活動の活性化や救命率の向上、災害時におけるリダンダンシーの確保などに大きく寄与するものと考えますので、引き続き、早期開通に向け官民一体となった要望活動などを強く推し進めてまいります。また、道の駅朝日のリニューアルにつきましても、これまで関係者と協議を重ねてまいりましたが、引き続き国などと調整を図りながら整備に向けて取り組んでまいります。

暮らしと密着する生活道路や通学路につきましては、地域の要望や安全面に配慮しながら整備を進めるとともに、橋梁などの維持管理を着実に実施し、安全安心な道路環境の整備に努めてまいります。

生活交通の確保・充実につきましては、将来にわたる移動手段の確保などに関する声を数多くいただいているところです。昨年度から策定を進めてきた村上市地域公共交通計画に合わせて、効率的で利便性が高い公共交通の体制づくりに取り組んでいかなければならないと考えております。そのような中、スクールバスの活用など、市内の様々な交通資源の活用と連携を高めながら、地域の移動手段の確保に努めてまいりますので、市民の皆様にも公共交通の利用などにご協力いただきながら、持続可能な地域公共交通の形成を進めてまいります。

次に、市街地と景観の整備・保全についてであります。村上市歴史的風致維持向上計画に基づき、建造物外観修景事業などに重点的に取り組んできた結果、昨今、目に見えて景観形成が進んできており、普段から町歩きをする観光客を見かけることが多くなったと実感するところです。各地域におきましても、村上市景観計画に基づき、地域の歴史や暮らしなどを生かした町並みや景観づくりを進めており、引き続き、将来にわたって誇りの持てる魅力あるまちづくりに取り組んでまいります。また、現在荒川地域で進めている都市計画道路「南中央線」の整備事業につきましても、新潟県で進めている「東大通り線」の整備事業と連携を図りながら、国道7号とのアクセス機能の向上や、低・未利用地の活用促進を図ってまいります。

良好な住環境の整備につきましては、各地で発生している地震災害に備えるためにも、木造住宅の耐震化に対する支援を継続するとともに、公営住宅につきましても、適切な維持管理に努め、施設の長寿命化を図ってまいります。

また、人口減少などにより課題となっている空き家に対する問題につきましては、村上市空き家等対策計画に基づき、所有者等へ空き家や空き地の適正な維持管理に努めるよう助言や指導を行っているところであります。今後も近隣住民の生活に影響や危険が及ばないよう十分配慮して対応するとともに、空き家バンクなど空き家を生かす取組も併せて進めてまいります。

次に、「産業が創る地域の誇り、活力みなぎる賑わいのまちづくり」につきまして、主な取組をご説明いたします。

初めに、経営の安定化と魅力ある農業づくりについてであります。農業を取り巻く環境は、異常気象や国内の米消費量の減少などに加え、新型コロナウイルス感染症の影響による需給低下が懸念され、先行きが不透明な状況にあります。「岩船米」の主産地である本市といたしましても、安定的な高品質良食味米を確保するために、関係機関と連携して技術指導やきめ細かい情報提供を実施するとともに、需給動向を見極めながら非主食用米への転換などを図り、計画的かつ柔軟に対応できる生産体制づくりに取り組んでまいります。同時に、農業従事者の所得向上と農業集落の活性化を図るため、園芸の導入を促進し、経営基盤の強化を推進してまいります。

中山間地域につきましても、昨今増加する鳥獣被害に対し「防除」「環境整備」「捕獲」の3つを組み合わせた取組が重要と考え、国などの被害防止対策事業の活用を進めております。今後も、地元農業者と狩猟免許取得者が協働する「地域ぐるみの捕獲体制」の構築に取り組むとともに、中山間地域農業の維持・活性化に向けて、継続的な営農体制づくりや基盤整備、農地の集約化などを進めてまいります。

鮭や岩船米などをはじめとする本市の食材は、全国に誇ることのできる特産品となっております。特に村上牛につきましては、高品質化とブランドの維持、出荷頭数の確保などに向けて生産者や関係機関などと連携して取り組んでいくとともに、本市の豊富な食材が持つ魅力を積極的に発信し、生産者と全国の消費地を結ぶ機会をつくりながら、事業者の販路開拓への支援と、むらかみ食材としての知名度向上を図ってまいります。

森林資源の保全と有効活用の推進につきましては、昨年度策定した村上市森づくり基本計画により、林業振興に必要な森林の保全及び整備を計画的に進めるとともに、新潟県スマート林業推進協議会に参加し、航空レーザ計測を用いた効率的で高機能な測量を実施することにより、森林の整備と活用を効果的に進めてまいります。このほか、森林基幹道岩船東部線の整備促進と合わせ、経営管理意向調査や森林の集積・集約化などにつきましても、森林環境譲与税を活用しながら進めてまいります。

森林資源の活用面におきましても、子どもたちへ「木育」の取組を行うことにより、木を知り、木に親しむ心の醸成や市産材のPRを進めるほか、昨年締結した東京都港区との協定をきっかけとして、都市の建築物に市産材の利用を図ることなど、木材需要の拡大と地球温暖化防止活動への貢献がなされるよう取り組んでまいります。また、カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向け、国はグリーン成長戦略として進めておりますので、そうした流れにしっかりと追随できるよう本市の森林資源の活用にも努めてまいります。

水産業の活性化と消費拡大の推進につきましては、依然として魚価の低迷が続く中、浜の活力再生広域プランと積極的に連携し、「白皇鮭」や「越後本ズワイ」などのブランド力向上に努めてい

るところです。昨年、本市のふるさと納税のお礼品として出品し、「白皇鮭」は完売、「越後本ズワイ」についても高評価を頂いておりますので、引き続き、本市水産物の魅力向上と収益性の高い漁業経営を進めるとともに、漁港整備事業などによる施設の長寿命化にも取り組んでまいります。

一方、内水面漁業におきましても、水産振興事業補助金や水産多面的機能発揮対策事業の活用などにより、漁業関係者とともに関河川環境と生態系の保全に努めながら、鮭や鮎などの資源増殖に向けた取組を進めてまいります。

商工業の活性化と市街地のにぎわいづくりにつきましても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により停滞した市内経済の動きを取り戻すため、村上市元気づくり飲食券を皮切りに、これまで第2弾、第3弾の元気づくり商品券の発行事業を支援してまいりました。本年度につきましても村上市住宅リフォーム事業を継続し、地域経済の活性化と住環境の整備を促すとともに、中小企業者の資金需要に対応するため、村上市制度融資資金や信用保証料の補給により市内事業者を力強く応援してまいりたいと考えております。このほか、村上市産業支援プログラム事業補助金を継続し、事業者の創業や販路開拓に対する初期負担の軽減を図るとともに、経営力の向上を目指して、各商工団体と連携してまいりたいと考えております。

本市の雇用環境につきましても、従来から若者の就職したい業種が当圏域には少ないことが課題となっており、昨今活力のあるITなどを中心とした関連企業を都市部から誘致するため、村上市サテライトオフィス等設置促進事業補助金を創設し、新たな切り口で企業誘致に取り組むこととしております。引き続き、企業の雇用拡大や設備投資、先端設備等導入計画の認定による企業支援などを図りながら、ウィズコロナからアフターコロナへと移り変わる社会変化に伴って生じる様々な変革の兆しをしっかりと捉え、雇用環境の進展や企業の成長が促進されるよう取り組んでまいります。

次に、本市の観光誘客活動の展開とおもてなしの環境づくりにつきましても、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催で食や文化などに内外から注目が集まるまたとない機会と考えておりますので、一層重要性が増しているSNSなどを活用し、観光プロモーションを進めるとともに、コロナ禍で減少した市内観光客の回復に向け関係団体とともに誘客活動に取り組んでまいります。

そうした中で、昨年12月に“城下町・新潟県村上市 鮭のまち『村上鮭』”として、日本観光特産大賞2020グランプリを受賞いたしました。このことは、観光事業者をはじめ、漁協や加工事業者など、関係者の皆様のご努力が実を結んだものであり、皆様に心から感謝と敬意を申し上げます。本市は「鮭のまち」として多くのメディアに取り上げていただいておりますので、これまで以上に市内観光と物産の振興につながるようさらなる認知度の向上に努めてまいります。また、観光の拠点となる道の駅やイヨボヤ会館などの施設におきましても、満足度の向上や有効活用を図りながら、市民の皆様や関係者とともに関、村上らしいおもてなしの環境づくりを広げてまいります。

就労環境の整備と雇用機会の充実につきましては、コロナ禍において例年どおりの合同企業説明会が実施できないという状況が続いていることから、これまで以上に岩船郡村上市雇用対策協議会やハローワーク村上などの関係機関と連携し、新たな生活様式に則した事業展開を図ってまいります。また、移住・就業支援金制度や新潟Uターン情報センターへの情報提供などを通して、UIJターン希望者や採用意欲のある企業を支援してまいります。他方、就労に悩みを抱えた若者や就職が困難となっている方々への支援といたしましては、下越地域若者サポートステーション村上常設サテライトによる専門的な相談を通して、訓練やトレーニングによりステップアップを図りながら、引き続き就労につながるよう取り組んでまいります。

次に、「いのちと故郷を絆で守る、安全安心なまちづくり」につきまして、主な取組をご説明いたします。

初めに、消防・救急体制につきましては、昨年12月の新村上総合病院の開院とともに、村上市救急ワークステーションが運用を開始しました。救急ワークステーションには救急車及び救急隊員を常駐させ、救急救命士が医療機関と連携を図りながら救急搬送と実務研修を行うことで、さらなる救命率の向上と高度な救急医療体制の構築に取り組んでまいります。

常備及び非常備消防につきましては、災害現場で活用する資機材や車両の更新整備と維持管理に努め、災害に即応できる体制づくりを進めるとともに、防火水槽等の消防水利を計画的に設置してまいります。特に、消防団組織の維持・強化につきましては、市内の企業や事業所のご理解をいただきながら、団員確保と活動強化に特段のご協力をお願いしてまいりますとともに、消防団の機動力を確保しつつ、地域に応じた組織体制への見直しを進めてまいります。

防災体制の充実につきましては、一昨年に発生した「山形県沖を震源とする地震」や昨年頻繁に発生した豪雨を経験し、防災、減災対策と市民挙げての避難行動を迅速に行うことの重要性を強く感じたところであります。「命を守る」ことを最優先としての確な避難行動につながるように、行政出前講座の開催や防災士の育成、自主防災会などによる避難時における要支援者の個別避難計画づくりなどを市民の皆様のご協力を得ながら進めてまいりたいと考えております。また、これまで策定を進めてきた村上市国土強靱化地域計画に基づき、災害に負けない「強さ」と迅速に対応する「機動力」を併せ持つ、安全・安心な地域づくりに向け、ソフトとハードの両面から取組を進めてまいります。

防犯体制の充実と交通安全対策の推進につきましては、年々複雑化かつ巧妙化する特殊詐欺などによる被害防止対策の強化に加え、コロナ禍で増加するネットショッピング等における消費者トラブルについて、警察署や関係機関などとの連携を強めながら、一層の啓発活動などに努めてまいります。また、犯罪が起きにくい環境づくりに向け、防犯灯のLED化を進め、明るく安心できる生活環境づくりを進めるとともに、環境への配慮と維持管理コストの低減を図ってまいります。

市内における交通事故発生件数につきましては、減少傾向にはありますが、交通安全教室や街頭

保護活動を通じて、市民の交通安全意識の高揚を図ってまいります。

次に、「伝統と文化を育む、すこやか郷育のまちづくり」につきまして、主な取組をご説明いたします。

初めに、小中学校などの教育機関につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に関して細心の注意を払いながら施設や事業の運営を行っているところでありますので、引き続き保護者並びに関係者の皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、“郷育”の推進と学習環境の整備につきましては、今年度より市内小中学校で児童生徒が一人一台のタブレット端末を使いながら学習を進めていく「GIGAスクール構想」による教育がスタートします。子どもたちの学びの可能性を広げる新たなツールとなるよう有効活用するとともに、教員への研修やICT支援員の配置などを行いながら、よりよい学習成果につなげたいと考えているところであります。また、児童生徒一人一人に寄り添う学習環境とするため、非常勤講師や介助員、学校図書館司書の配置などのほか、放課後学習事業や英語検定料の補助事業を継続し、学習の定着と学力向上を図ってまいります。

本市が目指す「郷育のまち」とは、次世代を担う人材を地域とともに育てる教育であります。その実現に向け、コミュニティ・スクール事業の推進を中核として、キャリア教育の拡充や中学校部活動指導員の配置に取り組み、地域と学校・保護者が連携・協働して子どもの成長を支える体制の確立を目指すとともに、「郷育のまち・村上」の理念をさらに深め、本市の未来に教育が果たすべき役割を示すことができるよう、第3次村上市教育基本計画の策定を進めてまいります。

生涯を通じた学習の推進につきましては、各種講座や公民館事業のICT化を進め、新しい生活様式の中で市民が生涯にわたり意欲を持ちながら学習活動に取り組む機会をつくるとともに、生涯学習環境の整備として、さんぼく会館の改修工事に着手いたします。また、令和2年度策定の第2次村上市子ども読書活動推進計画に基づき、子どもたちの読書活動の向上をさらに進めるとともに、引き続き、学校や民間団体と連携した家庭教育支援や青少年の健全育成を図ってまいります。

文化財の保存活用と芸術・文化の振興につきましては、引き続き国史跡である村上天跡や平林城跡、山元遺跡などの保存・整備を図るとともに、国の重要無形民俗文化財である村上大祭をはじめとする伝統的な祭り行事の振興に積極的に取り組んでまいります。また、本市の歴史的な町並みや景観を財産として守り、後世に伝えていくことができるよう、国の重要伝統的建造物群保存地区の選定に向けた取組を進めてまいります。

芸術や文化面につきましても、毎年開催しております村上市美術展覧会に文化展やアニメ・イラスト展を併設しながら、様々な分野の芸術・文化活動の紹介や展示の拡充を図り、芸術・文化に触れる機会を創るとともに、市民の芸術文化活動の裾野が広がるよう努めてまいります。

生涯スポーツと競技スポーツの推進につきましては、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を目前として、スケートボードに対する関心も一層高まっていくと考えられます。そうした中

で、村上市スケートパークがアスリートをはじめ、子どもたちや若者が夢をかなえるための聖地となるようさらなる活性化に向けた取組を進めてまいります。また、東京2020聖火リレーやパラリンピック聖火フェスティバルなどのイベントが本市で行われるという、スポーツに関心の集まるまたとない機会となりますので、スポーツ関係団体と連携しながら、スポーツ意識の高揚とスポーツ人口の拡大に努めてまいります。

次に、「ひとりひとりが活躍する、市民が主役のまちづくり」につきまして、主な取組をご説明いたします。

平等社会と多文化共生の推進につきましては、昨年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、医療関係者や地域外からの来訪者などに対する不当な差別や偏見、いじめなどが問題となり、私も事あるごとに差別や偏見の解消を強く呼びかけてきたところですが、改めてこの問題の深さや平等な地域社会づくり、人権教育の重要性について強く認識したところであります。本市といたしましても、そうした課題を踏まえながら、第2次村上市人権教育・啓発推進計画の策定を進め、男女共同参画社会の実現などに向けて固定的な考え方や差別から人権を守り、誰もがお互いを認め合い、支え合うまちの実現に向け取り組んでまいります。また、市内に在住する外国人学生や研修生などにつきましても、状況を調査しながら、外国人の方が本市で安心して暮らすことができるよう努めてまいります。

市民協働のまちづくりの推進につきましては、各まちづくり組織の皆様のご尽力によって、様々な地域活性化の取組が行われており、そのご努力に対しこの場をお借りし、敬意と感謝を申し上げます。昨年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、各まちづくり組織の活動が中止となったものも多く、住民同士の交流ができずに大変ご苦勞をされたことと推察いたしますとともに、改めて地域のつながりや支え合いの大切さを感じているところであります。このような難しい状況の中においても、知恵を出し合い、地域の支え合いの仕組みづくりや関係人口づくりを進め、地域の課題解決に取り組んでいただけることを願っております。本市といたしましても、地域おこし協力隊や集落支援員などの制度を活用し、笑顔があふれる地域づくりを支援してまいります。

また、本年度新たに結婚新生活支援事業を開始し、結婚し市内で生活を始める若い世代を支援することで、地域の少子化対策と地域の担い手づくりにつながるよう取り組んでまいります。

広報広聴事業の推進につきましては、昨年、本市ホームページをリニューアルし、広報紙との連携や本市フェイスブックなどとの連動性を強化したところであります。スマートフォンなどが今後普及していくと予測される中で、デジタルツールによる情報提供は今後の主流となっていくと考えられますので、それぞれの媒体の特徴を生かし、効果的な情報提供と読んでみたくなる広報を目指してまいります。

I C T・情報化の整備推進につきましては、国がデジタル政策を強く推し進めている中、I C TやA Iの活用推進に向けた取組が一層加速することが予想されます。本市といたしましても、マイ

ナンバーカードの利用拡大や各種行政手続のオンライン化などの動きに対応する準備を進めながら、システム関連経費の適正化や、共同利用に向けた研究を関係市町村と連携して引き続き進めてまいります。

行財政改革の推進につきましては、本市の人口減少の動向や行政サービスの高度化、複雑化による歳出の増加などを考慮すると、将来の行政運営や財政状況は、極めて厳しい状況にあると言わざるを得ません。このような中、現在の市民ニーズを的確に捉えながら、将来本市を担う世代に過度な負担を残すことなく自治体運営を進める必要があります。このため、本市が将来にわたり持続可能な行財政運営を進めることができるよう、個別施設計画を踏まえて公共施設等総合管理計画を改定し、将来に向かって施設の統合や廃止も見据えた公共施設の見直しを市民の意見を得ながら取り組んでまいります。また、令和3年度からの5年間を計画期間とする職員定員適正化計画に基づき、職員の適正配置を図るとともに、デジタル化の推進による業務効率化も検討しながら、市民ニーズに柔軟に対応できる組織体制を目指してまいります。

以上が私の市政運営に当たっての所信と令和3年度の主な事業概要であります。

昨年から全国的に感染拡大した新型コロナウイルス感染症により、本市の強みの一つでもある「食」や「観光」などを中心に大きな影響を受けました。本市としても様々な取組がスムーズに行えず、当初、市民の皆様にもご心配をおかけしたことを思っております。市内の感染は、他地域に比べて低く抑えられている状況にありますが、今なお感染症の終息が見通せない中で、全国の感染状況を踏まえながらなお一層気を引き締めた対応を図ってまいります。市民の皆様におかれましては、引き続き人と人との間隔に配慮し、3つの密を避けていただくことなど、感染予防を徹底していただくとともに、罹患した方への思いやりを持ち、落ち着いた行動を心がけていただくよう重ねてお願い申し上げます。

こうした中で、新しい生活様式の広がりとともに、ICTやAIなどが企業活動のほか、私たちの暮らしの中にも加速度的に導入されており、DX（デジタルトランスフォーメーション）などによる社会の変革が急速に進んでいます。今まさに時代が新たなステージに向かう変革のときを迎え、こうした変革を本市にとっての有益な進化として捉えることができるよう、これまで積み重ねてきた様々な取組を基礎として、持続・成長し続けるまちを目標に、第2次総合計画の締めくくりと新たな挑戦に全力を傾けてまいり所存であります。

市民の皆様並びに議員各位におかれましては、今まさに直面する難局を一丸となって乗り越えてまいりたいと強く思うところでありますので、特段のご理解とご協力、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） 以上で令和3年度村上市施政方針を終わります。

午後2時40分まで休憩といたします。

午後 2時24分 休 憩

---

午後 2時40分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

日程第11 議第 5号 令和3年度村上市一般会計予算  
議第 6号 令和3年度村上市土地取得特別会計予算  
議第 7号 令和3年度村上市情報通信事業特別会計予算  
議第 8号 令和3年度村上市蒲萄スキー場特別会計予算  
議第 9号 令和3年度村上市国民健康保険特別会計予算  
議第10号 令和3年度村上市後期高齢者医療特別会計予算  
議第11号 令和3年度村上市介護保険特別会計予算  
議第12号 令和3年度村上市上水道事業会計予算  
議第13号 令和3年度村上市簡易水道事業会計予算  
議第14号 令和3年度村上市下水道事業会計予算

○議長（三田敏秋君） 日程第11、議第5号から議第14号までの10議案を一括して議題といたします。  
理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第5号から議第14号までの10議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

これらの議案は、令和3年度の村上市各会計予算案についてであります。施政方針の冒頭に触れましたように、令和3年度予算におきましては、令和2年度からの継続事業であります市道今宿7号線道路改良事業、防災・減災事業を活用したため池防災対策事業やさんぼく会館のリニューアルに係る経費のほか、子育て応援タクシー利用補助金、子育て世代包括支援センター事業など、子育て世代への支援策や結婚新生活支援補助金の創設など、人口減少対策や防災対策など各種課題の解決に向け、取組の選択と集中による予算編成を行ったところであります。

令和3年度当初予算案の規模を申し上げます。一般会計は317億円、特別会計は6会計で149億2,999万円、企業会計は3会計で112億8,333万7,000円、全会計では579億1,332万7,000円となります。

予算案の内容につきまして、会計ごとに順次申し上げます。最初に、議第5号は、村上市一般会計の予算案であります。予算の総額は317億円で、前年度当初予算と比較すると予算総額でマイナス1.2%、4億円の減額といたしました。減額の理由といたしましては、厚生連村上総合病院の移転新築に伴う補助金や周辺道路整備事業など、大型投資事業の完了によるものが主たる要因であります。また、投資的経費では、市道今宿7号線道路改良工事やさんぼく会館改修工事などで21億1,699万



9,000円を計上いたしました。厚生連村上総合病院の移転新築が完了したことに伴う補助金や周辺道路整備事業などの減により、前年度比マイナス26.2%、7億5,059万7,000円の減額となっております。また、人件費では、新たに神林地域の保育園2園の指定管理者制度への移行などに伴い、前年度比マイナス0.9%、5,390万3,000円の減額となっております。

第2条では債務負担行為を、第3条では地方債の起債の目的及び限度額等を、第4条では一時借入金の借入れ限度額を30億円と定めたところであります。

それでは、予算の概要から主なものを前年度と比較して申し上げます。歳入では、第1款市税を新型コロナウイルス感染症の影響による個人及び法人の市民税の減や中小企業の固定資産税減免分のほか、評価替えによる固定資産税の減などにより、マイナス9.5%、58億6,034万4,000円を見込みました。第2款地方譲与税から第10款地方特例交付金までは総務省自治財政局の見込み等により算定し、このうち第10款地方特例交付金では固定資産税の減免に伴い本年度新たに交付される新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金1億7,200万円を見込み、第11款地方交付税ではマイナス0.8%、125億5,000万円を、第15款国庫支出金ではプラス0.9%、27億9,449万円を、第16款県支出金ではプラス6%、19億7,292万円を、第19款繰入金では新潟県厚生連村上総合病院移転新築支援基金繰入金の減などにより、マイナス37.6%、12億4,250万3,000円を、第22款市債では村上総合病院移転新築周辺道路整備事業の完了などにより土木債などで減となっておりますが、臨時財政対策債の増により、プラス37.4%、25億8,960万円をそれぞれ計上をいたしました。

次に、歳出では、第2款総務費で29億1,425万2,000円、情報通信事業特別会計繰出金の減などによりマイナス4%、1億2,276万5,000円の減額、第3款民生費で94億9,255万7,000円、障がい者自立支援経費などの増によりプラス3.2%、2億9,381万円の増額、第4款衛生費で24億5,110万4,000円、村上総合病院移転新築事業費補助金の減などによりマイナス26.1%、8億6,537万6,000円の減額、第6款農林水産業費で26億3,407万6,000円、地域林業活性化事業経費などの増によりプラス2%、5,070万7,000円の増額、第8款土木費で41億1,565万2,000円、村上総合病院移転新築周辺道路整備事業経費の減などによりマイナス6.5%、2億8,401万円の減額、第9款消防費で16億2,117万3,000円、消防救急無線管理経費の増などによりプラス3.9%、6,081万3,000円の増額、第10款教育費で33億4,764万5,000円、さんぽく会館改修事業経費の増などによりプラス18.4%、5億2,029万5,000円の増額、第13款諸支出金で1億3,646万7,000円、森林環境整備基金積立金の減などによりマイナス14.7%、2,360万1,000円の減額となったところであります。

続きまして、特別会計の予算案について申し上げます。議第6号は、村上市土地取得特別会計の予算案であります。予算の総額は499万円とし、前年度比1万8,000円の減額であります。歳入では、第1款財産収入で2万7,000円を、第2款土地開発基金借入金では496万2,000円をそれぞれ計上いたしました。歳出では、第1款財産取得費で都市計画道路市道南中央線道路用地取得に係る経費として土地取得事業経費496万2,000円を、第2款諸支出金では土地開発基金積立金などで2万7,000円を

それぞれ計上いたしました。

次に、議第7号は、村上市情報通信事業特別会計の予算案であります。予算の総額は3億1,500万円とし、前年度比マイナス23.2%、9,500万円の減額であります。これは、公債費の起債元利償還金の減が主な要因であります。歳入では、第1款分担金及び負担金で情報通信施設負担金71万2,000円を、第2款使用料及び手数料では情報通信施設使用料などで5,235万1,000円を、第3款繰入金では一般会計繰入金2億3,323万4,000円を、第5款諸収入では光伝送路等貸付料などで2,870万2,000円をそれぞれ計上いたしました。歳出では、第1款総務費では施設管理費などで3億665万6,000円を、第2款公債費では起債の元利償還金634万4,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に、議第8号は、村上市葡萄スキー場特別会計の予算案であります。予算の総額は4,620万円とし、前年度比マイナス3.3%、160万円の減額であります。歳入では、第1款売上金で30万円を、第2款使用料及び手数料では937万円を、第3款繰入金では一般会計繰入金3,368万7,000円を、第5款諸収入ではスキー貸出料などで284万2,000円をそれぞれ計上いたしました。歳出では、第1款総務費で葡萄スキー場運営経費などで4,465万3,000円を、第2款公債費では起債の元利償還金134万7,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に、議第9号は、村上市国民健康保険特別会計の予算案であります。予算の総額は58億300万円とし、前年度比マイナス6.5%、4億400万円の減額であります。これは、被保険者数や医療費の減少等による保険給付費の減などが主な要因であります。歳入では、第1款国民健康保険税で10億1,256万1,000円を、第5款県支出金で保険給付費等交付金43億1,264万3,000円を、第7款繰入金では一般会計繰入金4億5,824万5,000円をそれぞれ計上いたしました。歳出では、第1款総務費で一般管理経費などで1億4万9,000円を、第2款保険給付費では一般被保険者療養給付費などで42億858万4,000円を、第3款国民健康保険事業費納付金では医療給付費分などで14億1,807万円を、第4款保健事業費では保健事業経費で5,820万3,000円をそれぞれ計上をいたしました。

次に、議第10号は、村上市後期高齢者医療特別会計の予算案であります。予算の総額は7億7,780万円とし、前年度比プラス1.4%、1,110万円の増額であります。歳入では、第1款後期高齢者医療保険料で5億6,003万2,000円を、第3款繰入金では一般会計繰入金2億1,385万5,000円を、第5款諸収入では県後期高齢者医療制度特別対策補助金などで386万2,000円をそれぞれ計上いたしました。歳出では、第1款総務費の一般管理経費などで1,385万6,000円を、第2款後期高齢者医療広域連合納付金では7億5,824万3,000円を、第3款保健事業費では保健事業の実施に係る経費488万円をそれぞれ計上いたしました。

次に、議第11号は、村上市介護保険特別会計の予算案であります。予算の総額は79億8,300万円とし、前年度比プラス4.3%、3億2,900万円の増額であります。これは、要介護・要支援認定者数の増加及び介護保険施設整備に伴う保険給付費の増額などが主な要因であります。歳入では、第1款保険料で介護保険料15億4,836万4,000円を、第2款分担金及び負担金では給食サービス事業負担金

などで1,004万8,000円を、第4款国庫支出金では介護給付費負担金などで19億6,367万5,000円を、第5款支払基金交付金では介護給付費交付金などで20億6,302万7,000円を、第6款県支出金では介護給付費県負担金などで11億4,537万6,000円を、第8款繰入金では一般会計繰入金などで12億5,198万5,000円をそれぞれ計上いたしました。歳出では、第1款総務費で認定調査経費などで1億6,966万円を、第2款保険給付費では施設介護サービス給付費などで75億153万円を、第3款地域支援事業費では介護予防・生活支援サービス事業経費などで3億891万6,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に、議第12号は、村上市上水道事業会計の予算案であります。業務の予定量は、給水戸数2万912戸、年間総給水量は580万9,823立方メートルを予定しております。収益的収支予算では、事業収益を11億914万2,000円、事業費用を10億7,699万6,000円とし、利益は3,214万6,000円を予定しております。資本的収支予算では、資本的収入を3億2,288万7,000円、資本的支出を8億9,993万7,000円とし、主な事業といたしましては拡張事業として村上地区山居山配水池廃止のための送水ポンプ設備改良工事を実施いたします。また、改良事業といたしましては、当初4年計画であった水道台帳システムの構築事業については、新型コロナウイルスの影響により、債務負担行為により1年延長し、令和4年度まで引き続き進めるとともに、老朽管更新工事、朝日温海道路事業に伴う第4水源移設関連業務、送水管改良工事などを引き続き実施をいたします。収支差引き不足額5億7,705万円は、当年度分消費税等資本的収支調整額3,540万4,000円、当年度分損益勘定留保資金4億4,463万3,000円、減債積立金2,000万円及び建設改良積立金7,701万3,000円で補填しようとするものであります。

次に、議第13号は、村上市簡易水道事業会計の予算案であります。業務の予定量は、給水戸数3,896戸、年間総給水量93万105立方メートルを予定しております。収益的収支予算では、事業収益及び事業費用を同額の3億3,268万3,000円としております。資本的収支予算では、資本的収入を1億9,432万5,000円、資本的支出を3億918万1,000円とし、主な事業といたしましては、改良事業として老朽管更新工事のほか、朝日温海道路事業の進捗に合わせ、送水管移設工事などを実施いたします。収支差引き不足額1億1,485万6,000円は、当年度分消費税等資本的収支調整額403万3,000円、当年度分損益勘定留保資金1億1,082万3,000円で補填しようとするものであります。

次に、議第14号は、令和3年度村上市下水道事業会計の予算案であります。業務の予定量は、接続戸数1万7,574戸、年間有収水量は540万123立方メートルを予定しております。収益的収支予算では、事業収益及び事業費用、同額の42億6,350万円としております。資本的収支予算では、資本的収入を29億8,452万6,000円、資本的支出を44億104万円とし、主な事業といたしましては老朽化が進む村上浄化センターの改築更新工事を引き続き実施するほか、農業集落排水施設の高根処理場及び蒲萄処理場について、改築更新工事を実施いたします。収支差引き不足額14億1,651万4,000円は、当年度分消費税と資本的収支調整額4,447万6,000円、当年度分損益勘定留保資金13億7,203万8,000円

で補填しようとするものであります。

以上、令和3年度の村上市各会計の予算案につきまして一括してご説明を申し上げました。よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

---

#### 追加日程第1 一般会計予算・決算審査特別委員会の設置について

○議長（三田敏秋君） お諮りします。

この際、ただいま議題となっております村上市一般会計予算の審査を行うため、お手元に配付の資料のとおり一般会計予算・決算審査特別委員会を設置し、審査を行うこととしたいと思っております。

よって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置についてを日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置についてを日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程第1、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置について、お諮りをいたします。村上市一般会計予算の審査を行うため、お手元に配付の資料のとおり、一般会計予算・決算審査特別委員会を設置したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置については決定をされました。

---

#### 追加日程第2 一般会計予算・決算審査特別委員会の委員の選任について

○議長（三田敏秋君） お諮りをします。

ただいま設置されました一般会計予算・決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付の資料のとおり、議長において議長を除く全議員を指名いたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君は一般会計予算・決算審査特別委員会の委員に選任をされました。

---

#### 日程第12 議第15号 村上市地方創生応援基金条例制定について

議第16号 村上市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例制定につ

いて

議第17号 村上市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例  
制定について

議第18号 村上市新潟県厚生農業協同組合連合会村上総合病院移転新築支  
援基金条例を廃止する条例制定について

議第19号 市有財産の無償貸付について

○議長（三田敏秋君） 日程第12、議第15号から議第19号までの5議案を一括して議題といたします。  
理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第15号から議第19号までの5議案につま  
して、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

最初に、議第15号は、村上市地方創生応援基金条例の制定についてであります。本市では、地域再生法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として、地域再生計画、スケートボードの聖地「むらかみ」セカンドプロジェクトの認定を国からいただいております。これまで多くの企業の方々から企業版ふるさと納税としてご寄附をいただいておりますが、今年度信金中央金庫が募集をいたしましたSCBふるさと応援団の寄附対象事業の募集に本市事業を村上信用金庫の推薦を受け、応募いたしましたところ、対象事業として決定をいただきました。このたびの寄附につきましては、ご寄附を複数年にわたり有効に活用させていただくため、基金を創設するものであります。

次に、議第16号は、村上市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、本年4月1日からの新潟県行政財産使用料徴収条例の一部改正に準じ、行政財産使用料の見直しを行うため、所要の改正を行うものであります。

次に、議第17号は、村上市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、災害弔慰金等の支給等に関する法律第18条の規定により、国及び県の支給対象となる災害弔慰金及び災害見舞金の支給に関する事項を調査、審議するための機関を新たに設置するものであります。

次に、議第18号は、村上市新潟県厚生農業協同組合連合会村上総合病院移転新築支援基金条例を廃止する条例制定についてであります。本基金は、新潟県厚生農業協同組合連合会村上総合病院の移転に要する経費に充てるため設置されたものであります。村上総合病院の移転新築に対する補助金は平成30年度から本年度までの3年間で交付をしておりますが、本年度交付分の財源は全額過疎対策事業債が認められることとなり、基金の目的を終了したことから条例を廃止するものであります。

次に、議第19号は、市有財産の無償貸付についてであります。本案は、学校法人北都健勝学園が寄宿舎として使用する市有地の貸付料について、村上市普通財産貸付事務取扱要領第5条第1号の規定により無償で貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会のご議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

15番、姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） ご苦労さまでございます。

それでは、議第15号の村上市地方創生応援基金条例制定についてという部分なのですが、そこを少し、設置の部分なのですが、その設置の部分、第1条、地域再生法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関する経費の財源に充てるため、村上市地方創生応援基金を設置すると。したがいまして、この基金の設置はそれでいいのでしょうかけれども、ところが信用金庫のほうの中央金庫の概要、そしてそれがどういうことになっているかということ、信金中央金庫の創立70周年記念事業として行われるもので、SDGsを踏まえ、信金中央金庫が自治体に対して企業版ふるさと納税制度などを活用した寄附を行うことにより、地域の課題解決及び持続可能な社会の実現を目指す地域創生事業を信用金庫とともに応援することによって、地域社会の発展に貢献することを目的とするものです。これはいいのです。これに応募したのが、村上市の地域創生事業の概要、これ信金さんのところのホームページから引っ張ってこれます。どういうことかということ、事業名がスケートボードの聖地「むらかみ」セカンドプロジェクトということで、村上市が事業名を記して、そして寄附できないかということに応募したのですよ、先ほど言うように。そこで、事業目的、村上市が挙げた事業目的ですよ。村上市スケートパークを拠点として、子どもや若者がスケートボードのトップアスリートになる夢を応援するとともに、利用者の裾野を広げ、若者が集うことによるにぎわいや交流、仕事の創出をはじめ、地域経済の活性化や振興を目指しますということで、寄附をしていただけないかということで上げたのですよ、村上市が。ところが、基金の内容にはそのスケートボードという言葉が一言も書いていない。これ見てください。先ほど読んだように、目的が、いいですか、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てるため、いわゆる信金さんの寄附に対してはこういうスケートボードの聖地であるということを目的に寄附できないかと言っているのに、決まりました、さあ、寄附の受皿というのはスケートボードの話が全くついていない。これは、ある意味ではスケートボードと違うことにも使えてしまう。

併せてどういうことが言えるか。第3条、ここにつくろうとしているものです。第3条、基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実、有利な方法により保管しなければならない。基金に属する現金は、必要に応じて最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。これは全く、信用金庫が頑張れよとよこした1,000万円の使い道と違うところへ行く可能性があるということで

すよ、この基金の受皿は、何でスケートボードの聖地とするための創生に使うために、今すぐではなくても取っておくための基金として創設しようとしませんか。何でも使えるようになってしまふ、これだと。誰か答えられませんか。

○議長（三田敏秋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（東海林 豊君） 今、姫路議員がおっしゃいました点でございますけれども、村上市は企業版ふるさと納税の使い道としまして、スケートボードの聖地「むらかみ」という再生計画を内閣府の許可といたしますか、承認をいただきまして、そこにしかもう使えないということになっております。これを例えば今姫路議員がおっしゃるようなほかの事業に使うということになれば、新たな再生計画を市のほうでつくって、内閣府の同意をいただいた上でないとできないというものでございまして、この基金の条例につきましても内閣府のほうとの協議を経てこの形で進めるということを了解をもらっているところでございます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） そういふのであれば、ちゃんとこのスケートボードの話をここに上げるべきです。スケートボードのための、スケートボードの選手のために創設する基金でしょう。そのスケートボード場で授与式も行われていると。私はこんな分かりにくいことをつくってしまうと、何年後かに分からないうちに使われたりする可能性だってなきにしもあらずです。内閣府が1回1回これを使うと、取崩しのときに許可が要るのですか、一つ一つに。

○議長（三田敏秋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（東海林 豊君） 毎年度この使い道につきましては報告を上げて、向こうのほうへ確認をいただくという手続が必要になっておりますので、ほかの事業に使うということはございません。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） ここに、第3条の2番目にほかの事業と、有価証券に換えることができるなんていうのはほかの事業なの。これ有価証券になるといったらどうなるのですか。私は何を言いたいかというと、スケートボードの基金だよと分かりやすくここに書きなさいよということを言いたいわけ、それは何かに使うだろう、困るだろうという前に。だって、そのための基金ではないの。あなた方書いて、それをやれば、内閣府一々文言一句ずつこんなことして見てなんかいないですよ、恐らく。私は、あなたたちのその条例のつくったのも、こういうふうなものなのですよということで分かりやすく、これ住民見ても、市民見て分からない、これ後で。分かりやすくしておきなさい。何でもそうだ。納税もそうだ。分かりやすいほうがいいのですよ、分かりやすいほうが。私はこれはちょっと疑問を生じる、この基金の説明だと。いや、何、受皿として置くという部分であれば、私スケートボードとしてその寄附だよということ分かりやすく、それでこれからもいろいろとスケートボードの聖地としてプロジェクトを立ち上げるに当たって、もっともっといろんなところか

らお金を寄附してもらえるのであれば、この基金をスケートボードにしておいて、そこからどんどんもらいなさいよ、そしてここに入れなさいよと。私は全然訳分らないですけども、あなたがそう言うかもしれないけれども、どうなのですか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 市独自で、単独でつくる基金であれば、いかようにも名称がつけられると思います。先ほどの村上総合病院に対する支援の在り方、あれについては市独自のやつでありますけれども、今回の場合は内閣府が定めるまち・ひと・しごと創生寄附活用事業、これに基づく、再生計画に基づく、その法律に基づいた基金なのだよという、そういう形になるわけですから、この書き方以外に書きようがないのかなというふうに思っています。例えばこの基金条例を動かすに当たってこういうふうなガイドラインを定めるよというときには、それこそスケートボードの聖地「むらかみ」のセカンドプロジェクトという名称が出てきて当然だと思いますけれども、条例の立てつけはこれでいいのではないかなと私は思っています。

○15番（姫路 敏君） 3問でもう終わりですから、こういうときに質疑ができないというのが非常に困るのですが、これ以上に書きようがないと今市長が言いましたけれども、そうなのでしょうか。勉強しておいたほうがいいと思います。

以上です。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第15号から議第19号までの5議案については、議案付託表のとおり会議規則の規定によって総務文教常任委員会に付託をいたします。

- 
- 日程第13 議第20号 村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について  
議第21号 村上市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について  
議第22号 村上市介護保険条例の一部を改正する条例制定について  
議第23号 村上市指定介護予防支援事業に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について  
議第24号 村上市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について  
議第25号 村上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について  
議第26号 村上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及



び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定  
について

- 議長（三田敏秋君） 日程第13、議第20号から議第26号までの7議案を一括して議題といたします。  
理事者から提案理由の説明を求めます。  
市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

- 市長（高橋邦芳君） ただいま上程いただきました議第20号から議第26号までの7議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

最初に、議第20号は、村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、税制改正における個人所得課税の見直しにより、令和3年度以降に課税する地方税において、給与及び公的年金に係る所得控除額の引下げ等が実施されることに伴い、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、国民健康保険税の軽減判定所得が見直されたことにより、所要の改正を行うものであります。

次に、議第21号は、村上市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、新型コロナウイルス感染症の法的位置づけが変わったため、村上市国民健康保険の傷病手当金の支給に係る規定について、所要の改正を行うものであります。

次に、議第22号は、村上市介護保険条例の一部を改正する条例制定についてであります。主な内容といたしましては、令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画の策定に伴い、同期間中の基盤整備や介護サービス見込み量等を推計し、介護保険料を定めるものであります。また保険料の段階を区分する基準所得金額を規定する省令が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議第23号は、村上市指定介護予防支援事業に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について、議第24号 村上市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議第25号 村上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について及び議第26号 村上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての4議案につきましては、いずれも国の基準省令であります指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が本年1月25日に公布されたことに伴い、本市の該当する条例について所要の改正を行うものであります。

4議案に共通する主な改正内容につきましては、高齢者虐待防止の推進やハラスメント対策の強化、感染症対策、業務継続に向けた取組の強化のほか、各種業務における電磁的記録やICTの活

用などを行うことができることとするについて、所要の改正を行うものであります。

その他の改正内容につきましては、議第24号では質の高いケアマネジメントの推進のための各サービスの利用割合を利用者に説明することについて所要の改正を行い、議第25号及び議第26号の2議案では、認知症グループホームや地域密着型特別養護老人ホーム等における人員配置等基準の見直し、認知症介護基礎研修の受講の義務づけなどを行うことについて、所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第20号から議第26号までの7議案については、議案付託表のとおり会議規則の規定によって市民厚生常任委員会に付託をいたします。

---

日程第14 議第27号 村上市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第14、議第27号 村上市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程いただきました議第27号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議第27号は、村上市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、本年4月1日から新潟県道路占用料の単価が改正されることに伴い、本市においても新潟県の算定単価に準拠して改正するものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第27号については、議案付託表のとおり会議規則の規定によって経済建設常任委員会に付託をいたします。

---

日程第15 議第28号 令和2年度村上市一般会計補正予算（第15号）

○議長（三田敏秋君） 日程第15、議第28号 令和2年度村上市一般会計補正予算（第15号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程いただきました議第28号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議第28号は、令和2年度村上市一般会計補正予算（第15号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ9億3,920万円を追加し、予算の規模を423億4,170万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、国の第三次補正予算に係る関連事業の追加や各事業における精算及び精算見込みに伴う経費の調整を行うもので、歳入におきましては第11款地方交付税で普通地方交付税1億873万2,000円を追加し、第14款使用料及び手数料では急患診療所使用料などで2,850万円を減額し、第15款国庫支出金では新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などで1,495万円を、第16款県支出金では担い手確保・経営強化支援事業補助金などで2,786万円を、第18款寄附金では企業版ふるさと納税寄附金など703万5,000円を、第19款繰入金では新潟県厚生連村上総合病院移転新築支援基金繰入金などで4億3,070万円を、第22款市債では保健衛生総務債などで3億7,610万円をそれぞれ追加をしようとするものであります。

歳出におきましては、第3款民生費で児童手当等支給経費などで7,417万6,000円を、第4款衛生費では予防業務経費などで1,491万8,000円をそれぞれ減額し、第6款農林水産業費では農地等経費などで1億1,559万9,000円を追加し、第7款商工費では中小企業金融制度経費などで3,528万7,000円を、第10款教育費では市内遺跡埋蔵文化財発掘調査事業経費などで1,119万9,000円をそれぞれ減額し、第13款諸支出金では基金積立金9億5,990万円を追加しようとするものであります。

第2条、繰越明許費の補正では、農地等経費など翌年度に繰り越して使用することができる経費を計上いたしました。

第3条、地方債の補正は、減収補填債の追加及び保健衛生債などの限度額を変更するものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

15番、姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） それでは、18ページの保育園運営経費で、こども課のほうです。指定管理料443万3,000円とございますが、これはどこのところですか。これ何で急激に出てきたのですか。

○議長（三田敏秋君） こども課長。

○こども課長（中村豊昭君） こちらはあらかじめ保育園の指定管理料なのでございますけれども、精算の中に一時預かり保育とか延長保育、そういったものを実績に合わせて年度末に精算すると、そういったものがございます。それから、年の途中で単価の改定などがございました。そういったものの実績合わせたものと改定に合わせたもの、それらの精算で指定管理料今回補正をお願いしたものでございます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 今、一時預かりと言っていましたけれども、一時預かりというのは振込でなくて現金で毎日もらっているのですか。

○議長（三田敏秋君） こども課長。

○こども課長（中村豊昭君） 後で納付書を発行してもらっていますけれども。

〔「納付書ですか」と呼ぶ者あり〕

○こども課長（中村豊昭君） はい。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 納付書発行で、現金でやり取りしていますかと聞いている。

○議長（三田敏秋君） こども課長。

○こども課長（中村豊昭君） はい、現金のやり取りです。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 現金で、毎日お母さんが迎えに来るときお金払っているのです。やり取りしていると私は3年前に聞きました。それは止めたほうがいいと言って、ずっと今もしているということですね、では。それはそれとしていきなり、今言っているのは分かりますが、443万3,000円というのが出てきたわけではないのですか。

○議長（三田敏秋君） こども課長。

○こども課長（中村豊昭君） いきなり出てきたというか、実績を捉えた上で、中身が当初の予定したものと違っていれば補正をかけるというふうなことでございます。ですから、ある程度の予定はされていますけれども、実績が出てから計算するというようなものになっております。

○15番（姫路 敏君） これ3問しか聞けないのだそうですけれども、現金のやり取りはやめたほうがいいと思います。

○議長（三田敏秋君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第28号については、令和2年度一般会計予算付託表のとおり、会議規則の規定によって一般会計予算・決算審査特別委員会に付託をいたします。

日程第16 議第29号 令和2年度村上市土地取得特別会計補正予算（第1号）

議第30号 令和2年度村上市介護保険特別会計補正予算（第4号）

議第31号 令和2年度村上市下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（三田敏秋君） 日程第16、議第29号から議第31号までの3議案を一括して議題といたします。  
理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第29号から議第31号までの3議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

議第29号から議第31号までは、いずれも令和2年度村上市特別会計及び企業会計の補正予算についてであります。補正予算の主な内容といたしましては、各事業における精算及び精算見込みにより調整を行うというものであります。

最初に、議第29号は、令和2年度村上市土地取得特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ498万4,000円を減額し、予算の規模を2万4,000円にしようとするものであります。補正の内容といたしましては、歳入におきまして第1款財産収入で土地開発基金運用収入2万2,000円を、第2款土地開発基金借入金では土地開発基金借入金496万2,000円をそれぞれ減額をしようとするものであります。歳出におきましては、第1款財産取得費で土地取得事業経費496万2,000円を、第2款諸支出金では土地開発基金積立金2万2,000円をそれぞれ減額をしようとするものであります。

次に、議第30号は、令和2年度村上市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,290万円を追加し、予算の規模を79億6,220万円にしようとするものであります。補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして、第4款国庫支出金で介護保険保険者努力支援交付金などで2,192万7,000円を、第5款支払基金交付金では介護給付費交付金108万円をそれぞれ追加しようとするものであります。歳出におきましては、第2款保険給付費で特定入所者介護サービス費などで400万円を、第4款基金積立金では介護保険給付費等準備基金積立金1,892万3,000円をそれぞれ追加しようとするものであります。

次に、議第31号は、令和2年度村上市下水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。収益的収入及び支出において、収入では長期前受金戻入として783万2,000円を追加し、総額43億5,318万4,000円とし、支出では有形固定資産減価償却費42万8,000円を、固定資産除却費850万円をそれぞれ追加し、総額43億344万5,000円にしようとするものであります。資本的収入及び支出において、収入では、企業債1億2,430万円を、国庫補助金1億3,365万円をそれぞれ追加し、総額38億2,695万3,000円といたしました。支出では、建設事業費に工事委託料2億5,800万円を追加し、総額を52億1,241万5,000円としたことから13億8,546万2,000円の不足となりました。不足する額は、当

年度分消費税等資本的収支調整額6,979万3,000円、当年度分損益勘定留保資金12億2,875万5,000円及び引継ぎ金8,691万4,000円で補填しようとするものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第29号から議第31号までの3議案については、予算付託表のとおり、会議規則の規定によって各所管常任委員会に付託をいたします。

それでは、これから議第5号から議第14号までの令和3年度各会計予算の補足説明を受けるため暫時休憩とし、直ちに協議会に切り替えます。

午後 3時35分 休 憩

---

午後 3時53分 開 議

○議長（三田敏秋君） これで協議会を閉じ、本会議を再開いたします。

---

○議長（三田敏秋君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

なお、24日は午前10時から施政方針並びに議第5号から議第14号までの令和3年度一般会計及び各特別会計、事業会計予算に対する代表質問を行いますので、定刻までにご参集ください。

長時間大変ご苦労さまでございました。

午後 3時53分 散 会